

# 平成26年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導

日時：平成26年6月16日（月）10:00～11:30

場所：高松市役所 13階 大会議室

香川県健康福祉部障害福祉課、高松市健康福祉局障がい福祉課

## 平成26年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

日時：平成26年6月16日（月）10:00～11:30

場所：高松市役所 13階 大会議室

### ○指導内容

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 1 指定基準・自立支援給付対象サービス等の取扱いについて<br>（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所） | 1  |
| （GH、短期入所）                                             | 19 |
| 2 就労系障害福祉サービスの利用に係る<br>アセスメントの取扱い等について                | 36 |
| 3 適切な利用者支援について                                        | 44 |
| 4 過去の実地指導事例について                                       | 51 |
| 5 今年度の監査計画・方針について                                     | 53 |

### 参考資料

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ・ 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等に対する指導監査について | 54 |
| ・ 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例    | 59 |

# 指定基準関係

## 人員について

### 1 前年度の平均利用者数

- ・前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の開所日数  
※小数点以下第2位を切り上げ  
※前年度・・・当年度の前年の4月1日から3月31日まで  
※開所日・・・通常の職員体制で利用者を受入れられる状態の日（運営規程に明記）
- ・延べ利用者数をカウントする場合、入院外泊中の利用者は本体報酬を算定する日のみをカウントする。

### 2 平均障害支援区分（生活介護）

- ・前年度の平均支援区分により見直すこと  
平均障害支援区分4未満                      6：1以上  
    "                      4以上5未満              5：1以上  
    "                      5以上                      3：1以上

### 3 年度途中の利用者の増加

- ・人員配置数は、前年度の平均利用者数によって見直すこと（年度当初）。その配置数を下回った場合に報酬が減算される。（人員欠如減算）
- ・年度途中の利用者の増減で職員配置数を変える必要はない。ただし、利用者が相当増加した場合、現職員数では適切なサービスが確保されないと判断すれば指導する。

### 4 医師（生活介護）

- ・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を配置する必要がある。
- ・ただし、看護師等による健康状態の把握や健康相談が実施され、必要に応じて通院等による対応が可能な場合に限り、医師を配置しないことができる。
- ・医師を配置しない場合は、本体報酬から減算される。

### 5 看護師（生活介護）

- ・生活介護のサービス提供単位ごとに1人以上を配置のこと
- ・「1人以上」とは常勤換算ではない
- ・常時配置（毎日勤務）ということではない
- ・ただし、利用者の障害や状態を踏まえて適切なサービスを提供できるように留意のこと

### 6 サービス管理責任者

- ・実態として他の職務を兼務できるが、他の職務の常勤換算に算入はできない。
- ・【平成24年4月1日以降の新規指定の事業所】

事業開始後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉

サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。（現在の取扱いと同様）

- ・【やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した事業所】

当該事由発生後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

※ 都道府県は、欠如した際の届出があった場合にやむを得ない事情について確認すること。

- ・【平成24年3月末に指定されている事業所】

平成25年3月31日までは、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）については、平成25年3月31日までの間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、平成27年3月31日までの間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

※研修要件・・・サービス管理責任者研修を修了し、次の1か2を満たす者

- 1 相談支援従事者初任者研修（講義部分）
- 2 旧障害者ケアマネジメント新規研修を修了し、かつ、相談支援従事者初任者研修（講義部分の一部）を修了した者

## 設備について

### 1 建築確認

- ・増築、改築及び大規模修繕等でも建築基準法に基づく建築確認が必要な場合あり
- ・既存建物を利用する場合で床面積合計が 100 m<sup>2</sup>を超えると用途変更の手続きが必要

### 2 消防設備

|                                | ① 障害者支援施設<br>短期入所<br>共同生活援助<br>(区分 4 以上が 8 割超) | ②障害者支援施設 (左記以外)<br>障害福祉サービス事業所 (左記<br>以外)<br>地域活動支援センター等 |
|--------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 防火管理者、消防計画                     | 収容人数 10 人以上                                    | 収容人数 30 人以上                                              |
| 消防機関の検査                        | すべて                                            | 延面積 300 m <sup>2</sup> 以上                                |
| 消火器                            | すべて                                            | 延面積 150 m <sup>2</sup> 以上                                |
| スプリンクラー                        | 延面積 275 m <sup>2</sup> 以上 (※)                  | 延面積 6,000 m <sup>2</sup> 以上 (平屋以外)                       |
| 自動火災報知設備                       | すべて (※)                                        | 延面積 300 m <sup>2</sup> 以上 (※)                            |
| 消防機関への火災通報装置                   | すべて (※)                                        | 延面積 500 m <sup>2</sup> 以上                                |
| 避難器具                           | 収容人数 20 人以上                                    |                                                          |
| 非常警報器具<br>(警鐘・携帯用拡声器・手動式サイレン等) | 収容人数 20 人以上 50 人未満                             |                                                          |
| 非常警報設備<br>(非常ベル・自動式サイレン・放送設備)  | 収容人数 50 人以上                                    |                                                          |
| 誘導灯                            | すべて                                            |                                                          |
| 漏電火災警報器                        | 延面積 300 m <sup>2</sup> 以上                      |                                                          |
| 屋内消火栓                          | 延面積 700 m <sup>2</sup> 以上                      |                                                          |
| 防災物品 (カーテン、じゅうたん等)             | すべて                                            |                                                          |

(※) 平成 27 年度より改正点あり。

## 運営について

### 1 運営規程

- ・運営規程への記載事項

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ①事業の目的、運営方針        | ②従業者の職種、員数、職務の内容 |
| ③営業日、営業時間          | ④定員              |
| ⑤利用者から受領する費用の種類と金額 | ⑥通常の事業の実施地域      |
| ⑦サービス利用に当たっての留意事項  | ⑧緊急時の対応          |
| ⑨非常災害対策            | ⑩主たる対象とする障害種別    |
| ⑪虐待防止措置            |                  |

### 2 虐待防止、人権擁護

- ・責任者を設置する等の体制の整備、マニュアルの作成
- ・職員研修の実施

### 3 利用者の健康管理

- ・施設入所支援を提供する施設は、年2回以上の定期健康診断を行うこと
- ・一般的な健康診断の経費は施設が負担すること  
※精密検査、成人病検査、人間ドック等は利用者負担とすること
- ・病院受診、服薬の記録をしているか
- ・感染症（レジオネラ症、ウイルス性肝炎など）、食中毒対策マニュアル等の作成

### 4 衛生管理

- ・給排水設備について、年1回以上保守点検、清掃を行っているか  
受水槽・・・10 m<sup>3</sup>超の場合に水道法による検査  
浄化槽・・・年1回以上指定検査機関による検査

### 5 掲示

- ・運営規程、重要事項説明書、職員の勤務体制等を利用者が見やすい場所に掲示

### 6 苦情解決

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を定めるなど苦情解決の体制を整備
- ・苦情解決マニュアルの作成、記録の整備
- ・第三者委員
- ・苦情担当職員、第三者委員、運営適正化委員会等の連絡先等について利用者への周知  
（掲示、重要事項説明書、契約書等）

### 7 事故発生時の対応

- ・関係機関や家族への連絡体制の整備
- ・記録の有無
- ・利用者に賠償すべき事故の場合、速やかに損害賠償を行っているか

## 8 防災対策

- ・ 消防用設備の自主点検
- ・ 災害時における職員の役割分担を定め、周知・掲示
- ・ 緊急時の通報体制の整備、連絡網の作成
- ・ 消火訓練、避難訓練は、年2回以上実施のこと（うち1回は夜間想定訓練）
- ・ 地震対策、地震発生に対する備蓄

## 9 利用者預かり金

- ・ 預かり金管理規程
- ・ 利用者から管理依頼書を徴し、預り証を交付
- ・ 預かり金の出納確認
- ・ 預かり金の出納状況や残額について、定期的に本人や家族に報告

## 10 工賃の支給

- ・ 生産活動収入から必要経費を控除した額を利用者工賃として支給  
（生産活動を行う生活介護においても同様）
- ・ 必要経費には人件費（職業指導員など就労事業に直接携わる職員で加配の者の給与等に限る）を含むことができる。
- ・ 支給の基準等により支給
- ・ 就労継続B型の場合、施設全体の年平均工賃は月額3,000円を下回らないこと

## 11 就業規則関係

- ・ 就業規則・・・常時10人以上の従業者を雇用する場合は作成（労基署へ届出）  
常時10人未満の場合は就業規則を成文化することが望ましい
- ・ 変形労働時間制を採用している場合、就業規則に明記し労使協定を締結し労基署へ届出
- ・ 宿日直許可
- ・ 36条協定（時間外・休日労働）
- ・ 24条協定（給与からの法定外控除以外の天引き）

## 12 職員の雇用通知等

- ・ パート職員  
昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無も明記のこと（パートタイム労働法第6条）

## 13 職員の健康診断

- ・ 年1回以上受診しているか（夜勤従事者は年2回以上）

## 14 記録の整備

- ・ 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備すること。
- ・ サービス提供に関する記録は5年間は保存

## 報酬、加算関係

### 1 加算の届出

- ・加算を適用する場合・・・毎月 15 日以前の届出 → 翌月から算定  
毎月 16 日以降の届出 → 翌々月から算定  
※ただし、食事提供体制加算は届出日から算定可能
- ・加算を適用しなくなる場合・・・速やかに届出。その事実が発生した日から算定不可。

### 2 サービス相互の算定

- ・同一時間帯に複数のサービスの報酬を算定できない
- ・日中活動サービスの報酬は 1 日あたりの報酬であるので、同一日に複数の日中活動サービスは算定できない

### 3 加算等算定のときの利用者数

- ・前年度の平均利用者数（小数点以下第 2 位を切り上げ）

### 4 定員規模別の報酬単価の取扱い

- ・多機能型は、実施する複数サービスの定員合計によって報酬区分を適用する
- ・多機能型で児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含む場合は、複数サービスの定員合計から児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの定員を差し引いた数によって報酬区分を適用する

### 5 施設外就労、施設外支援（就労移行支援、就労継続 A、就労継続 B）

|         | 施設外就労                                                                                                                                                                                                                         | 施設外支援                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容      | 利用者と職員がユニットを組み、企業からの請負作業を企業内で行う                                                                                                                                                                                               | 職場実習、求職活動など事業者外で活動する                                                                                                                          |
| 報酬算定の要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程に記載</li> <li>・個別支援計画に記載</li> <li>・緊急時の対応ができる</li> <li>・毎月の報酬請求時に実績を報告</li> <li>・発注元企業と請負契約をする</li> <li>・ユニットは利用者 3 人以上で、施設外就労の総数は定員の 70% 以下</li> <li>・月のうち 2 日間は施設内で支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程に記載</li> <li>・個別支援計画に記載</li> <li>・緊急時の対応ができる</li> <li>・日報を作成</li> <li>・年間 180 日を上限に算定可</li> </ul> |
| 職員配置    | 要（ユニットごとに基準以上の配置）                                                                                                                                                                                                             | 不要（ただし、就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算Ⅰを算定する場合は要）                                                                                                        |
| その他     | 施設外就労の利用者数と同数の新たな利用者を受入可<br>(定員と施設外就労人数の合計で報酬単価を適用のこと)                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                               |

- ・施設外支援で報酬算定できるのは、事業所開所日のみ。

## 6 定員超過減算

| 種別                          | 項目           | 減算内容                                   | 備考                                    |
|-----------------------------|--------------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 日中活動サービスの場合                 | 1日あたり利用者数    | 定員の150%を超えた場合、当該1日につき利用者全員に本体報酬を70%に減算 | ・利用定員 51人以上の場合は別規定有<br>・多機能の場合はサービスごと |
|                             | 過去3か月の平均利用者数 | 定員の125%を超えた場合、当該1月につき利用者全員の本体報酬を70%に減算 | ・多機能の場合はサービスごと                        |
| 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援の場合 | 1日あたり利用者数    | 定員の110%を超えた場合、当該1日につき利用者全員の本体報酬を70%に減算 | ・利用定員 51人以上の場合は別規定有                   |
|                             | 過去3か月の平均利用者数 | 定員の105%を超えた場合、当該1月につき利用者全員の本体報酬を70%に減算 |                                       |

※定員超過減算の算定に含めない利用者

- ・市町村が行った措置に係る利用者
- ・リストラ枠に係る利用者
- ・災害等やむを得ない理由により定員枠外の利用者
- ・入院外泊中で本体報酬を算定していない利用者

## 7 人員欠如減算

| 条件                                     | 減算内容                                             |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 基準人員数から1割を超えて減少                        | 翌月から解消月まで利用者全員につき本体報酬を70%に減算                     |
| 基準人員数から1割の範囲内で減少                       | 翌々月から解消月まで利用者全員につき本体報酬を70%に減算（翌月末までに解消された場合は減算無） |
| 常勤専従など人員数以外の要件を満たさない                   | 翌々月から解消月まで利用者全員につき本体報酬を70%に減算（翌月末までに解消された場合は減算無） |
| 多機能型の場合、利用者数合計に基づくサービス管理責任者等の配置数を満たさない | 多機能の利用者全員につき本体報酬を70%に減算                          |

- ・人員配置を満たさなくなった場合は速やかに県に届け出ること。
- ・産休、育休、病休など一定期間以上休んでいる従業者は、人員の欠如として取り扱うこと。（適正なサービスの確保という観点）
- ・生活介護の人員欠如減算

指定基準の最低基準を満たしていない場合に人員欠如減算になる。

|            |          |                 |
|------------|----------|-----------------|
| 平均区分4未満    | ・・・6対1以上 | } これを満たさない場合に減算 |
| 平均区分4以上5未満 | ・・・5対1以上 |                 |
| 平均区分5以上    | ・・・3対1以上 |                 |

## 8 夜間職員欠如減算

- ・次のいずれかの場合に、その翌月に利用者全員につき本体報酬を95%に減算
    - ・夜勤時間帯において、基準を満たさない状態が連続2日以上発生
    - ・夜勤時間帯において、基準を満たさない状態が4日以上発生
- ※ 夜勤時間帯・・・22時から翌5時までを含む連続16時間

## 9 個別支援計画未作成減算

- ・個別支援計画を作成していない、適切な方法で作成していない場合、該当の利用者につき本体報酬を95%に減算

## 10 標準利用超過減算（機能訓練、生活訓練、就労移行支援）

- ・利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合、利用者全員につき本体報酬を95%に減算

## 11 複数の減算に該当する場合

- ・原則、それぞれの割合を乗ずる
- ・定員超過と人員欠如の両方に該当する場合はいずれかのみ減算とする

## 12 経過措置利用者が経過措置でなくなった場合

例) 50歳未満で支援区分2の生活介護の経過措置利用者が50歳になった場合

→ 経過措置の支給決定でなく通常の実給決定を受けた日から通常の実報酬単価を算定可能。

## 各種加算

| 加算名称              | 該当するサービス                                        | 留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域移行加算            | 療養介護<br>施設入所支援<br>生活訓練                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所期間が1か月超の利用者の退所に際し、相談援助や連絡調整（入院中1回、退院後1回）を行った場合に加算</li> <li>・入所中は退所日に算定、退所後は訪問日に算定</li> <li>・退所後、他の社会福祉施設に入所する場合は加算不可（ただし、グループホームは加算可能）</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 福祉専門職員配置等加算       | 療養介護<br>生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B | <p>加算（Ⅰ）<br/>常勤の直接処遇職員のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士が25%以上の場合に加算</p> <p>加算（Ⅱ）<br/>直接処遇職員のうち常勤職員が75%以上、または3年以上勤務職員が30%以上の場合に加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算（Ⅰ）か（Ⅱ）のいずれかを算定</li> <li>・加算（Ⅱ）の要件<br/>「3年以上従事」…同一法人の運営する施設等で直接処遇職員として勤務した期間、非常勤職員として勤務していた期間を含める</li> <li>・多機能型の場合、事業所全体で加算要件を算定し、要件を満たす場合は全利用者に加算可能</li> </ul> |
| 人員配置体制加算          | 療養介護                                            | <p>人員配置体制加算Ⅰ<br/>経過療養介護サービス費（Ⅰ）を算定している場合で、常勤換算方法で1.7：1以上</p> <p>人員配置体制加算Ⅱ<br/>療養介護サービス費（Ⅱ）を算定している場合で、常勤換算方法で2.5：1以上</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 障害福祉サービスの体験利用支援加算 | 療養介護<br>生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B | <p>指定障害福祉サービス事業所において指定障害福祉サービスを利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験的な利用支援の利用日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合。</li> <li>・障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合。</li> </ul> <p>注）障害福祉サービスの体験利用加算</p>                                                                |
| 福祉・介護職員処遇加算       | 療養介護<br>生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B | <p>基金事業の継続事業</p> <p>平成23年度の賃金水準から助成金による改善を行っていた部分を除いた額が比較対照となる。ただし平成25年度以降に新に申請する場合においては、前年度の賃金水準が比較対照。</p>                                                                                                                                                                                                                          |

|                |                                                 |                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・介護職員処遇特別加算  | 療養介護<br>生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B | 基金事業において未申請の事業所が対象(原則)                                                                                                                                                                                 |
| 開所時間減算         | 生活介護                                            | 運営規定に定める営業時間が、4時間未満の場合。<br>送迎時間は除く。                                                                                                                                                                    |
| 大規模事業所減算       | 生活介護                                            | 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の事業所の場合。                                                                                                                                                                        |
| 人員配置体制加算       | 生活介護                                            | 加算(Ⅰ)<br>区分5、6又はこれに準ずる者が利用者数の60%以上であり、直接処遇職員を1.7:1以上配置の場合に加算<br>加算(Ⅱ)<br>区分5、6又はこれに準ずる者が利用者数の50%以上であり、直接処遇職員を2:1以上配置の場合に加算<br>加算(Ⅲ)<br>直接処遇職員を2.5:1以上配置の場合に加算<br>・入所の場合は職員配置要件のみを満たせばよい<br>・経過措置者は算定不可 |
| 視覚・聴覚言語障害者支援加算 | 生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B         | ・重度の視覚聴覚言語障害者が利用者の30%以上で、専門職員を加配している場合に加算<br>・重複障害者はダブルカウント(重複障害に知的障害を含む)<br>・多機能型の場合、事業所全体で加算要件を算定し、要件を満たす場合は全利用者に加算可能                                                                                |
| 初期加算           | 生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B         | ・新規利用者に対して利用開始後30日(暦日)以内に加算<br>・旧法指定施設が新体系へ移行した場合、従来からの利用者には加算不可<br>・30日を超える入院の後、再利用した場合は算定可能(同一敷地内の病院等は付加)                                                                                            |
| 訪問支援特別加算       | 生活介護<br>就労移行<br>就労継続A、B                         | ・概ね3か月以上継続利用していた者が連続5日欠席した場合、自宅を訪問して相談援助した場合に加算<br>・あらかじめ利用者側の同意を得る                                                                                                                                    |
| 欠席時対応加算        | 生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B         | ・利用者の急なキャンセルの場合に連絡調整をした場合に加算<br>・利用を中止した日の前々日、前日、当日に連絡があった場合に算定可能<br>・電話等で利用者の状況を確認し、その内容を記録すること                                                                                                       |
| リハビリテーション加算    | 生活介護<br>機能訓練                                    | ・利用者ごとのリハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを実施した場合に加算<br>・実際にリハビリテーションを実施しなかった日も算定可<br>・機能訓練の場合は、原則として利用者全員に実施のこと                                                                                                  |

|                  |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者負担上限額<br>管理加算 | 生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額の管理を行った場合に加算</li> <li>・負担額が上限額を超えたか否かは不問</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 食事提供加算           | 生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>生活訓練（宿泊）<br>就労移行<br>就労継続A、B | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、施設内の調理室で施設に従事する調理員によるものについて加算（ただし、施設の責任のもとに第三者に調理業務を委託する場合も加算可能）</li> <li>・施設外で調理されたものを提供する場合は、次のものに限る（ただし、衛生上適切な運搬手段によること） <ul style="list-style-type: none"> <li>・クックチル</li> <li>・クックフリーズ</li> <li>・真空パックにより調理過程で急速冷凍したものを再度過熱して提供するもの</li> <li>・クックサーブ</li> </ul> </li> <li>・市販の弁当や出前によるものは加算不可</li> <li>・授産事業で弁当製造販売している場合、利用者の給食に施設の弁当を出す場合は、調理過程のほとんどを調理員（利用者以外）が行い、衛生上も適切である場合には算定可能</li> <li>・利用者が食事をキャンセルした場合でも、本体報酬が算定される日であれば加算可能</li> <li>・利用者が施設入所支援を利用する日は補足給付が支給されるので、食事提供加算は算定不可</li> <li>・平成26年度末まで延長</li> </ul> |
| 延長支援加算           | 生活介護                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規定に定める営業時間が8時間以上の事業所につき加算</li> <li>・サービス提供時間が8時間未満であっても営業時間を超えてサービスを提供した場合においては算定可</li> <li>・直接処遇職員1名以上配置</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 送迎加算             | 生活介護<br>機能訓練<br>生活訓練<br>就労移行<br>就労継続A、B             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県の特例により送迎人数、回数は問わない。（重度）</li> <li>・多機能型の場合、生活介護利用者のみを対象</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 栄養士欠如等減算         | 施設入所支援                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤栄養士を配置している場合（兼務を含む）→減算</li> <li>・栄養士を配置していない場合→減算</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 夜勤職員配置体制<br>加算   | 施設入所支援                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかを満たす場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>①前年度利用者数21人～40人の場合は夜勤2人以上</li> <li>②       "       41人～60人の場合は夜勤3人以上</li> <li>③       "       61人～の場合は夜勤4人以上</li> </ol> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|           |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重度障害者支援加算 | 施設入所支援 | <p>加算 (I)</p> <p>医師意見書による特別医療が必要な者又はこれに準ずる者が利用者の 20%以上で、看護師か生活支援員を 1 人以上加配の場合に加算</p> <p>※区分 6 で、気管切開による呼吸管理の者または重症心身障害者が 2 人以上の場合 22 単位を上乗せ</p> <p>加算 (II)</p> <p>強度行動障害のある者（障害支援区分の認定調査項目のうち 1 2 項目の調査等の合計点数が 8 点以上の者）に対して加算</p> <p>生活介護の人員配置体制加算算定の場合は 0.5 人を加配（以外の場合は 1 人加配）の場合に加算</p> <p>※算定開始から 90 日以内はさらに 700 単位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護の利用者に対してのみ加算</li> <li>・医師意見書による特別な医療に、「じよく瘡の処置」「疼痛の看護」を当分の間含める</li> <li>・（I）の場合は、経過措置者を除く生活介護利用者全員に加算</li> <li>・（II）の場合は、該当する重度障害者のみに加算</li> <li>・（I）、（II）は、いずれかのみ加算可能</li> </ul>                                                                                                             |
| 夜間看護体制加算  | 施設入所支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤職員配置体制加算を算定し、夜間の時間帯を通して生活支援員に替えて看護師を 1 人以上配置</li> <li>・毎日夜間看護体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 入所時特別支援加算 | 施設入所支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入所者に対して利用開始後 30 日以内に加算</li> <li>・旧法指定施設が新体系へ移行した場合、従来からの利用者には加算不可</li> <li>・30 日を超える入院の後、再利用した場合は算定可能</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 入院・外泊時加算  | 施設入所支援 | <p>加算 I</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院し、又は外泊した初日から 8 日間を限度として算定</li> <li>・入院外泊期間の初日（施設から出る日）と最終日（施設に戻る日）は、日中サービスも入所支援もいずれも本体報酬を算定可能</li> <li>・具体的な算定の事例</li> </ul> <p>例① 入院外泊期間：3 月 1 日～3 月 10 日<br/>3 月 2 日～3 月 9 日・・・320 単位／日を算定</p> <p>加算 II</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院し、又は外泊した初日から起算して 8 日を超えた日から 82 日を限度として算定</li> </ul> <p>例② 入院外泊期間：4 月 10 日～7 月 17 日<br/>4 月 11 日～4 月 18 日・・・320 単位／日を算定<br/>4 月 19 日～7 月 9 日・・・191 単位／日を算定<br/>7 月 10 日～・・・加算無し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院外泊期間の初日（施設から出る日）と最終日（施設に戻る日）は、日中サービス（参加の場合）も入所支援もいずれも本体報酬を算定可能</li> <li>・入院中のベッドを短期入所に利用することは可能（ただし、その場合は加算不可）</li> </ul> |

|                  |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 日目以降について、「ベッド確保料、荷物保管料」等の名目で利用者から実費徴収することについては、給付費の範囲外であり施設と利用者の契約によるところであるが、常識的に考えて徴収できない。</li> <li>・ 入所者が地域移行に向けて GH、CH を体験的に利用する場合は算定可能</li> <li>・ 補足給付の算定可能</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
| 入院時支援特別加算        | 施設入所支援                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族等の支援が受けられない場合に、入院先を訪問支援した場合に加算（月 1 回のみ）</li> <li>・ 家族等から支援を受けることが可能な利用者は、加算不可</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 地域生活移行個別支援特別加算   | 施設入所支援<br>生活訓練           | <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療観察法に基づく通院決定を受けてから 3 年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者</li> </ul> <p>加算Ⅰ（施設全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準を満たした施設について加算</li> </ul> <p>加算Ⅱ（対象利用者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者を受け入れた施設について加算</li> </ul>                                                              |
| 栄養マネジメント加算       | 施設入所支援                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤管理栄養士を 1 人以上配置し、利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、それに基づく栄養マネジメントを行った場合に加算</li> <li>・ 常勤管理栄養士は 5 年実務経験の栄養士でよい（2623 年度末まで）</li> <li>・ 複数施設の栄養マネジメントを行う場合は、その栄養士が所属する施設のみ加算可</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 経口移行加算<br>経口維持加算 | 施設入所支援                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師又は歯科医師の指示がある利用者に対して、利用者ごとの計画に基づきマネジメントを実施した場合に加算</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 療養食加算            | 施設入所支援                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>栄養士を配置し</u>、主治医の食事せんによる療養食を提供した場合に加算</li> <li>・ 療養食の献立表が作成されていること</li> <li>・ 経口、経管の別は問わない</li> <li>・ 経口移行加算、経口維持加算を算定する場合は算定不可・</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| 地域移行支援体制強化加算     | 生活訓練（宿泊）                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行支援員の加配等が要件</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 医療連携体制加算         | 生活訓練<br>就労移行<br>就労継続 A、B | <p>加算Ⅰ（1 日に 1 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等を訪問し、看護師等が利用者に看護を行った場合。</li> <li>・ 看護職員配置加算を算定している場合は対象外</li> <li>・ 精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については算定不可</li> </ul> <p>加算Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加算Ⅰと同じ要件で 2 人目以降については加算Ⅱを算定</li> <li>・ 精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については算定不可</li> </ul> <p>加算Ⅲ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に対し略</li> </ul> |

|                |              |                                                                                                                         |
|----------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |              | 痰吸引等の指導を行った場合。<br>加算Ⅳ<br>・認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合<br>・加算Ⅰ、Ⅱを算定している場合は算定不可                                               |
| 短期滞在加算         | 生活訓練         | 主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行った場合。<br>加算Ⅰ：夜勤職員の配置、加算Ⅱ：宿直員の配置                                                        |
| 日中支援加算         | 生活訓練(宿泊)     | 心身の状況等により、日中のサービスを利用できない場合に、昼間の時間帯における支援を行った場合で、2日を超える期間について算定。                                                         |
| 通勤者生活支援加算      | 生活訓練(宿泊)     | 利用者のうち <u>50/100</u> 以上の者が一般就労しており、支援を行った場合に加算                                                                          |
| 入院時支援特別加算      | 生活訓練(宿泊)     | 長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、病院等の訪問、被服等の準備、相談援助を行った場合に加算<br>・入院期間に応じ月1回算定<br>・長期入院時支援特別加算が算定された月は算定不可                 |
| 長期入院時支援特別加算    | 生活訓練(宿泊)     | 長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、病院等の訪問、被服等の準備、相談援助を行った場合に加算<br>・1日につき算定<br>・入院時支援特別加算が算定された月は算定不可                        |
| 帰宅時支援加算        | 生活訓練(宿泊)     | 家族等の居宅等における外泊等の場合に加算<br>・外泊等の期間に応じ月1回算定<br>・長期帰宅時支援加算が算定された月は算定不可                                                       |
| 長期帰宅時支援加算      | 生活訓練(宿泊)     | 家族等の居宅等における外泊の場合に加算<br>・1日につき算定<br>・帰宅時支援加算が算定された月は算定不可                                                                 |
| 精神障害者退院支援施設加算  | 生活訓練<br>就労移行 | 精神病院の精神病床を転換した事業所が対象<br>加算Ⅰ：夜勤<br>加算Ⅱ：宿直<br>・土日も算定可能                                                                    |
| 夜間防災・緊急時支援体制加算 | 生活訓練(宿泊)     | 加算Ⅰ<br>・夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制の確保<br>加算Ⅱ<br>・夜間及び深夜の時間帯を通じて連絡体制の確保<br>1日につき算定<br>併給可                                     |
| 看護職員配置加算       | 生活訓練         | ・看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合<br>加算Ⅰ：生活訓練 加算Ⅱ：宿泊型自立訓練                                                                        |
| 就労定着がない場合の減算   | 就労移行         | ・定着の実績とは、6月後の定着であり、6月後の属する年度で算定する。<br>・24年度途中に指定を受けた場合、24年度は算定対象とせず、28年度(25～27)から減算対象となる。<br>・24年4月1日指定の場合は、27年度から減算対象。 |

|                      |         |                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労移行支援体制<br>加算       | 就労移行    | ・前年度と前々年度において、6か月以上継続して就労している者の定員に対する割合から定着率を算出し、定着率が5%以上の場合に加算（定着率の段階ごとに加算額）                                                                                                                                                                 |
|                      | 就労継続A、B | ・前年度に、6か月を超えて継続就労の者の定員に対する割合が5%を超えている場合に加算                                                                                                                                                                                                    |
| 移行準備支援体制<br>加算       | 就労移行    | 加算Ⅰ<br>・前年度施設外支援を行った者が定員の50/100より大きい事業所<br>・1施設外支援において1月を超えない期間で、職員が同行した場合。また、求職活動についても職員が同行した場合<br>・加算については定員の半分まで加算可<br>加算Ⅱ<br>・従来の施設外就労                                                                                                    |
| 短時間利用者が一定以上の割合の場合の減算 | 就労継続A   | 週20時間未満の利用者の割合に応じて減算                                                                                                                                                                                                                          |
| 施設外就労加算              | 就労継続A、B | ・企業等の施設外において1ユニット3人以上で施設外就労した場合に加算<br>・月のうち2日間は事業所内で支援すること<br>・施設外就労の利用者は定員の70%以下                                                                                                                                                             |
| 重度者支援体制加算            | 就労継続A、B | ・前年度に、年金1級受給者が利用者の50%（旧法施設は5%）以上である場合に加算                                                                                                                                                                                                      |
| 工賃達成加算               | 就労継続B   | 加算（Ⅰ）は次の要件をすべて満たすこと<br>①前年度平均工賃が地域の最低賃金の3分の1を超えている<br>②               "               目標工賃を超えている<br>加算（Ⅱ）は次の要件をすべて満たすこと<br>①前年度の平均工賃が県内のB型事業所の工賃実績の80%超<br>②「工賃引き上げ計画」を作成し積極的に取り組んでいる<br>・前年度、前々年度の工賃実績が、旧法施設や作業所であっても、決算書等で工賃実績を確認できる場合は加算可能 |
| 目標工賃達成指導員配置加算        | 就労継続B   | 次の要件をすべて満たす場合に加算<br>・「工賃引き上げ計画」を作成<br>・職業指導員、生活支援員の総数が7.5:1以上<br>・目標工賃達成指導員を加えた総数が6:1以上                                                                                                                                                       |

## その他

### 1 標準利用期間が決まっているサービスの利用

- ・就労移行支援の利用者が事業所での訓練を経て一般就労したが、その後退職して再度就労移行支援を利用することは可能。(再チャレンジはOK)  
ただし、再度の支給決定には一定期間をあけること。

### 2 併給関係

- ・利用者への支援を効果的に行うために市町が特に必要と認める場合は、さまざまなサービスを併給することは可能

### 3 企業等での職場実習

- ・実習受入先企業からの作業工賃は、一旦施設の収入として受け入れ、施設から利用者へ支給すること。
- ・実習受入先企業と施設は、実習受入の契約を結んでおくのが望ましい。(委託費が発生しない場合でも)

### 4 送迎サービス

- ・原則実費負担不可
- ・利用者から徴収する金額は、運営規程、重要事項説明書等に明記のこと。

### 5 日中活動サービスの利用日数の特例

- ・授産事業などの受注状況や施設の行事が集中する等の理由がある場合に適用可能。
- ・対象期間は3か月以上1年以内の期間
- ・対象期間が始まる前に届出ること。

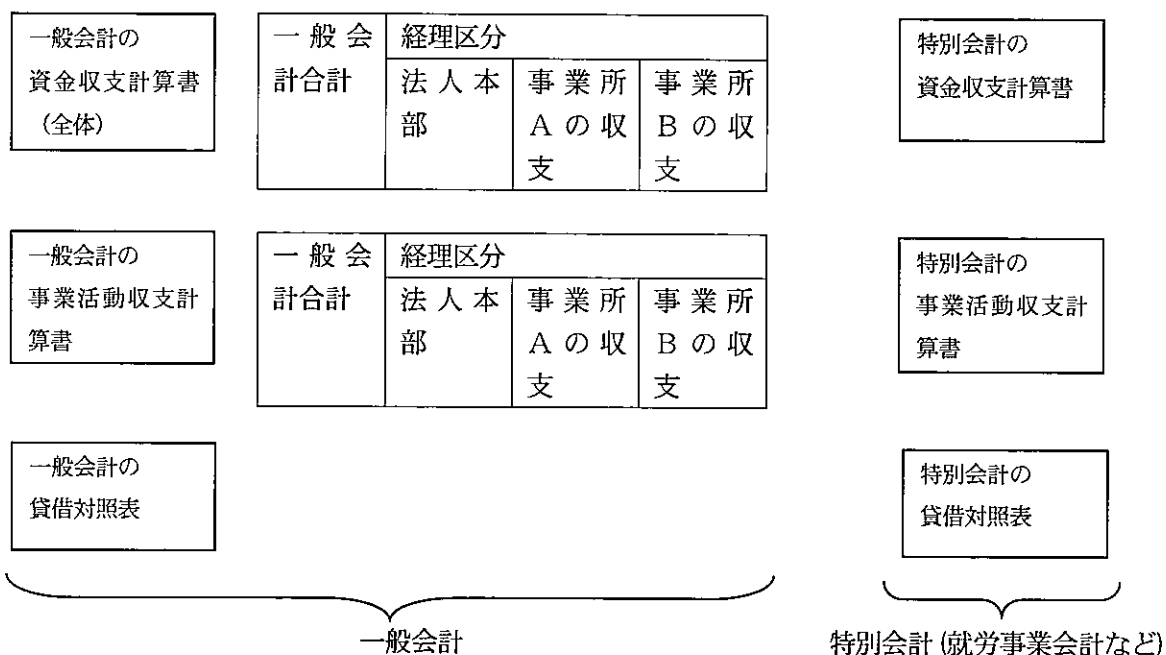
### 6 一般就労した利用者の施設利用

- ・一般就労先企業が他事業所等に通うことを了承している場合で、施設利用の必要性について市町で十分に精査し認められる場合に支給決定可。

# 会計

## 1 会計基準について

- ・法人の種別ごとに採用すべき会計の基準によって作成すること。
- ・社会福祉法人の場合、法人全体で1会計単位とし、法人本部及び定款に記載している社会福祉事業ごと（指定事業所ごと）の経理区分を設けること。
- ・多機能型事業所の場合は、さらにサービスごとの区分を設けること。



- ・複数の事業所等で按分する経費については、利用者数や面積など合理的な按分比率を用いること。  
（一度採用した按分比率はむやみに変更しないこと）
- ・就労支援事業（就労移行、就労継続A、B型）を行う場合は、就労支援事業の会計基準によること。
- ・1つの建物で一般会計と就労事業会計がある場合、土地、建物等の資産は、合理的な比率により一般会計と就労事業会計に計上すること。

## 2 就労支援事業会計について

- ・原則として、法人本部及び指定事業所ごとの経理区分を設けること。
- ・多機能型で指定を受けている場合は、指定事業所ごとの経理区分の中にサービス種類ごとの区分を設けること。

| 合計 | 経理区分 |      |      |              |      |
|----|------|------|------|--------------|------|
|    | 法人本部 | A事業所 |      |              | B事業所 |
|    |      | 計    | 就労移行 | 就 労 継<br>続B型 |      |

- ・原則として、収益から必要経費を差し引いたものを全額利用者へ工賃として支給すること。
- ・必要経費には人件費（職業指導員など就労事業に直接携わる職員の加配分に限る）を含むことができる。
- ・工賃の支給にあたっては、作業の評価マニュアル等により公正で明白な配分基準により支給すること。
- ・積立金について

①工賃変動積立金・・・一定工賃水準を保障するため次の範囲内で計上可能。

各年度の積立額 過去3年間の平均工賃の10%以内

積立額の上限 過去3年間の平均工賃の50%以内

②設備等整備積立金・・・就労事業に必要な設備の更新、導入のため次の範囲内で計上可能。

各年度の積立額 就労支援事業収入の10%以内

積立額の上限 就労支援事業資産の取得価額の75%以内

## 指定基準関係（共同生活援助 (GH)、短期入所 (SS)）

### 人員について

#### 1. 共同生活援助

##### (1) 世話人の配置数（外部サービス利用型、介護サービス包括型共通）

###### ◎前年度の平均利用者数

・前年度の平均利用者数 = 前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の開所日

※ 小数点第2位以下を切り上げ

※ 年 度・・・4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

世話人の配置数 ≥ 前年度の平均利用者数 ÷  $\frac{\text{本体報酬 (I):4,(II):5,(III):6,}}{\text{(既設の外部サービス事業所のみ(IV):10 可)}}$   
(常勤換算)

##### (2) 生活支援員の配置数（介護サービス包括型のみ）

###### ◎障害支援（程度）区分別の前年度の平均利用者数

・前年度の平均利用者数(区分 6) = 前年度の延べ利用者数(区分 6) ÷ 前年度の開所日 …… ①

・ " (区分 5) = " (区分 5) ÷ " …… ②

・ " (区分 4) = " (区分 4) ÷ " …… ③

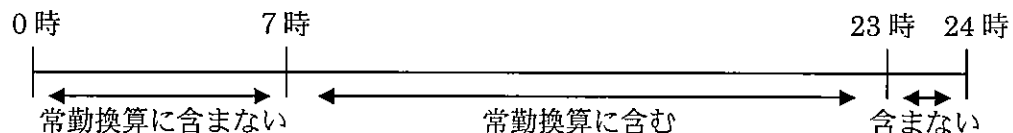
・ " (区分 3) = " (区分 3) ÷ " …… ④

生活支援員の配置数 ≥ ① ÷ 2.5 + ② ÷ 4 + ③ ÷ 6 + ④ ÷ 9  
(常勤換算)

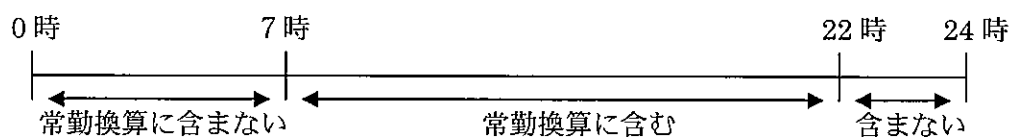
##### (3) 世話人及び生活支援員の要件等

- ・世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間支援時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。

**例1** 夜間支援時間帯が午後11時から翌日の午前7時である場合



**例2** 夜間支援時間帯が午後10時から翌日の午前7時である場合



(4) サテライト型住居を設置した場合

- ・サテライト型住居を設置した場合であっても、特段の人員配置基準の上乗せは行わない。
- ・サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、本体住居の従業員による定期的な巡回等により支援を行うものとする。
- ・「定期的な巡回等」とは、原則として毎日の訪問を想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については、適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであることから、利用者の心身の状況等に応じて、訪問を行わない日を設けるなど柔軟な設定を可能とする。
- ・サテライト型住居の報酬は、本体住居の基本報酬と同水準とする。

(4) サービス管理責任者の配置数

- ・利用者数が 30 人以下 …… 1 人以上
- ・利用者数が 31 人以上 …… 1 人に、利用者が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上

2. 短期入所

◎入所施設に短期入所事業所が併設されている場合

- ・入所施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を入所施設の利用者数とみなした場合において、当該入所施設の人員基準を満たす従業者を配置すること。

◎宿泊型自立訓練・共同生活援助事業所に短期入所事業所が併設されている場合

- ・共同生活援助等を提供する時間帯 …… 共同生活援助等の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を共同生活援助等の利用者数とみなした場合において、当該共同生活援助等事業所の人員基準を満たす従業者を配置すること。

- ・上記以外の時間帯 …… 利用者が 6 人以下：1 人以上  
利用者が 7 人以上：1 に当該日の利用者数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

◎日中活動系事業所（生活介護事業所等）に短期入所事業所が併設されている場合

- ・日中活動を提供する時間帯 …… 日中活動の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を生活介護等の利用者数とみなした場合において、当該日中活動系事業所の人員基準を満たす従業者を配置すること。

- ・上記以外の時間帯 …… 利用者が 6 人以下：1 人以上  
利用者が 7 人以上：1 に当該日の利用者数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

◎上記以外の場合

- 利用者が 6 人以下：1 人以上  
利用者が 7 人以上：1 に当該日の利用者数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

## 設備について

### 1. サテライト型住居を設置する場合の設備基準

- ・サテライト型住居は、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね 20 分以内で本体住居に移動することが可能な距離に設置することを基本とする。
- ・一の本体住居に 2 か所の設置（本体住居の入居定員が 4 人以下の場合は、1 か所）を限度とする。

|                | 本体住居                                                                                                                 | サテライト型住居   |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 共同生活住居の入居定員    | 原則、2 人以上 10 人以下                                                                                                      | 1 人        |
| ユニット（居室を除く）の設備 | 居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備                                                                                          | 本体住居の設備を利用 |
| ユニットの入居定員      | 2 人以上 10 人以下                                                                                                         | —          |
| 設備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営む上で必要な設備</li> <li>・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）</li> </ul> |            |
| 居室の面積          | ・収納設備を除き 7.43 m <sup>2</sup>                                                                                         |            |

### 2. GH 等の防火安全対策について

#### （1）スプリンクラー設備の設置義務について

- ・消防法施行令の改正に伴い、障害者施設等（①に掲げる施設等）については、従来の面積要件（延べ 275 m<sup>2</sup>以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（平成 27 年 4 月 1 日より（既存施設の場合は平成 30 年 4 月 1 日））。

※設置義務の免除規定あり⇒別紙参照

#### （2）自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

- ・消防法施行規則の改正に伴い、①に掲げる施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる（平成 27 年 4 月 1 日より（既存施設の場合は平成 30 年 4 月 1 日））。

#### （3）自動火災報知設備の設置義務について

- ・消防法施行令の改正に伴い、②に掲げる事業所等のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ 300 m<sup>2</sup>以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる（平成 27 年 4 月 1 日より（既存施設の場合は平成 30 年 4 月 1 日））。

## 運営について

### 1 運営規程

- ・運営規程への記載事項

- |                                         |                    |
|-----------------------------------------|--------------------|
| ①事業の目的、運営方針                             | ②従業者の職種、員数、職務の内容   |
| ③入居定員                                   | ④利用者から受領する費用の種類と金額 |
| ⑤入居に当たっての留意事項                           | ⑥緊急時の対応            |
| ⑦非常災害対策                                 | ⑧主たる対象とする障害種別      |
| ⑨虐待防止措置                                 | ⑩その他運営に関する留意事項     |
| ⑪（外部サービス利用型のみ）受託居宅介護サービス事業者及び事業所の名称・所在地 |                    |

### 2 虐待防止、人権擁護

- ・責任者を設置する等の体制の整備、マニュアルの作成
- ・職員研修の実施

### 3 利用者の健康管理

- ・病院受診、服薬の記録をしているか
- ・感染症（レジオネラ症、ウイルス性肝炎など）、食中毒対策マニュアル等の作成

### 4 衛生管理

- ・給排水設備について、年1回以上保守点検、清掃を行っているか  
受水槽・・・10 m<sup>3</sup>超の場合に水道法による検査  
浄化槽・・・年1回以上指定検査機関による検査

### 5 掲示

- ・運営規程、重要事項説明書、職員の勤務体制等を利用者が見やすい場所に掲示

### 6 苦情解決

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を定めるなど苦情解決の体制を整備
- ・苦情解決マニュアルの作成、記録の整備
- ・第三者委員
- ・苦情担当職員、第三者委員、運営適正化委員会等の連絡先等について利用者への周知（掲示、重要事項説明書、契約書等）

### 7 事故発生時の対応

- ・関係機関や家族への連絡体制の整備
- ・記録の有無
- ・利用者に賠償すべき事故の場合、速やかに損害賠償を行っているか

## 8 防災対策

- ・ 消防用設備の自主点検
- ・ 災害時における職員の役割分担を定め、周知・掲示
- ・ 緊急時の通報体制の整備、連絡網の作成
- ・ 消火訓練、避難訓練は実施しているか
- ・ 地震対策、地震発生に対する備蓄

## 9 利用者預かり金

- ・ 預かり金管理規程
- ・ 利用者から管理依頼書を徴し、預り証を交付
- ・ 預かり金の出納確認
- ・ 預かり金の出納状況や残額について、定期的に本人や家族に報告

## 10 就業規則関係

- ・ 就業規則・・・常時 10 人以上の従業者を雇用する場合は作成（労基署へ届出）  
常時 10 人未満の場合は就業規則を成文化することが望ましい
- ・ 変形労働時間制を採用している場合、就業規則に明記し労使協定を締結し労基署へ届出
- ・ 宿日直許可
- ・ 36 条協定（時間外・休日労働）
- ・ 24 条協定（給与からの法定外控除以外の天引き）

## 11 職員の雇用通知等

- ・ パート職員  
昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無も明記のこと（パートタイム労働法第 6 条）

## 12 記録の整備

- ・ 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備すること。
- ・ サービス提供に関する記録は 5 年間は保存

## 加算（共同生活援助 (GH)、短期入所 (SS)）

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>大規模住居等減算</p> <p><b>GH</b></p>     | <p><b>介護サービス包括型</b></p> <p>共同生活住居の入居定員が 8 人以上 ……基本単位数の 95%を算定<br/>         共同生活住居の入居定員が 21 人以上……基本単位数の 93%を算定<br/>         一体的に運営している共同生活住居の入居定員（サテライト型住居の入居定員を含む。）の合計が 21 人以上 ……基本単位数の 95%を算定</p> <p><b>外部サービス利用型</b></p> <p>共同生活住居の入居定員が 8 人以上 ……基本単位数の 90%を算定<br/>         共同生活住居の入居定員が 21 人以上……基本単位数の 87%を算定</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>福祉専門職配置等加算</p> <p><b>GH</b></p>   | <p>(I) 常勤の世話人・生活支援員のうち、介護福祉士等の資格保有者が 25%以上雇用されている場合【7 単位/日】</p> <p>(II) 世話人・生活支援員のうち、常勤雇用者が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が常勤職員の 30%以上の場合【4 単位/日】</p> <p>※(I)と(II)は併せて算定できない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>夜間支援等体制加算（I）</p> <p><b>GH</b></p> | <p>夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>対象利用者数 ～ 4 人…336 単位/日<br/>             5 人…269 単位/日<br/>             6 人…224 単位/日<br/>             7 人…192 単位/日<br/>             8～10 人…149 単位/日<br/>             11～13 人…112 単位/日<br/>             14～16 人…90 単位/日<br/>             17～20 人…75 単位/日<br/>             21～30 人…54 単位/日（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p> </div> <p>ア 夜間時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含む。）を設定し、当該時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保すること。（したがって、人員基準の例 1 では加算を算定することができない。例 2 では加算を算定することができる。）</p> <p>イ 平成 27 年 3 月 31 日まで、一月に夜勤を行う夜間支援従事者を配置している日数を超えない範囲内で宿直を行う夜間支援従事者を配置している日があっても算定できる。</p> <p>ウ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居とその他の共同生活住居が概ね 10 分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。</p> <p>エ 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、</p> <p>(i) 複数の共同生活住居（5 ヶ所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて 1 ヶ所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合にあっては 20 人まで、</p> <p>(ii) 1 ヶ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては 30 人までを上限とする。</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>オ 夜間支援の内容について、個別支援計画に位置付ける必要があること。</p> <p>カ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合、少なくとも<u>一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回</u>する必要があること。</p> <p>キ 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、<u>現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均利用者数を準用して算定するものとする</u>。これらの計算過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、<u>小数点第1位を四捨五入</u>するものとする。</p> <p>ク 障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合は、この加算の対象とはならない。</p> <p>※夜間支援等体制加算（Ⅱ）と併せて算定はできない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 夜間支援等体制加算（Ⅱ）<br>GH | <p>宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>対象利用者数 ～ 4人・・・112単位/日<br/>           5人・・・90単位/日<br/>           6人・・・75単位/日<br/>           7人・・・64単位/日<br/>           8～10人・・・50単位/日<br/>           11～13人・・・37単位/日<br/>           14～16人・・・30単位/日<br/>           17～20人・・・25単位/日<br/>           21～30人・・・18単位/日（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p> </div> <p>（Ⅰ）ア、ウ、エ、カ、キ、クについて準用する。</p> <p>ケ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>コ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>※夜間支援等体制加算（Ⅰ）と併せて算定はできない。</p> |
| 夜間支援等体制加算（Ⅲ）<br>GH | <p>夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変のその他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合 【45単位/日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備会社と委託契約を締結している場合に算定できる。</li> <li>・常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①携帯電話などにより、夜間時間帯の連絡体制が確保されている場合</li> <li>②従業者以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、この場合、障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要がある。</li> </ul> <p>※（Ⅰ）、（Ⅱ）と併せて算定はできない。</p>                                                                             |

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>重度障害者支援加算</p> <p><b>GH</b> <b>SS</b></p> | <p><b>GH</b> (介護サービス包括型のみ)</p> <p>障害程度区分 6 であって、重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となるものが 2 人以上利用しており、生活支援員が加配されている場合</p> <p style="text-align: right;">【45 単位／日】</p> <p><b>SS</b></p> <p>重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にあるものに対してサービスを提供した場合</p> <p style="text-align: right;">【50 単位／日】</p>                                                                                                                                                |
| <p>日中支援加算 (I)</p> <p><b>GH</b></p>          | <p>高齢又は重度の障害者 (65 歳以上又は障害支援区分 4 以上の障害者) であって、日中を共同生活住居外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、支援を行った場合</p> <p style="text-align: right;">【利用者が 1 人の場合：539 単位／日, 2 人～：270 単位／日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中支援について個別支援計画に位置づける必要がある</li> <li>・日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならない</li> <li>・この場合の日中の支援に係る生活支援員・世話人の勤務時間については、常勤換算に含めてはならない。</li> </ul> <p>※日曜、土曜又は祝日には加算の算定は不可</p>                                       |
| <p>日中支援加算 (II)</p> <p><b>GH</b></p>         | <p>日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に 3 日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行った場合 (3 日目から算定)</p> <p style="text-align: right;">【利用者が 1 人の場合…区分 4～：539 単位／日, 区分 3～：270 単位／日】</p> <p style="text-align: right;">【利用者が 2 人～…区分 4～：270 単位／日, 区分 3～：135 単位／日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならない。</li> <li>・この場合の日中の支援に係る生活支援員・世話人の勤務時間については、常勤換算に含めてはならない。</li> </ul> |
| <p>自立生活支援加算</p> <p><b>GH</b></p>            | <p>次の要件を満たした場合 【500 単位／入居中 1 回, 退居後 1 回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に先立って、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中 1 回を限度として加算を算定し、利用者の退居後 30 日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等にたいして相談援助を行った場合に、退去後 1 回を限度として、加算を算定する。</li> </ul> <p>※退去して他の GH 等に入居する場合は算定できない。</p>                                                                     |
| <p>入院時支援特別加算</p> <p><b>GH</b></p>           | <p>事業所の従業者が、個別支援計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合</p> <p style="text-align: right;">【入院期間 3～6 日：561 単位／月, 入院期間 7 日～：1,122 単位／月】</p> <p>※長期入院時支援特別加算を算定する月には算定できない。</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>長期入院時支援特別加算</p> <p><b>GH</b></p>         | <p>事業所の従業者が、個別支援計画に基づき、病院又は診療所を概ね週に 1 回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合 (3 か月を限度)</p> <p style="text-align: right;">【入院期間 3 日以上 122 単位／日】</p> <p style="text-align: right;">※外部サービス利用型 GH の場合は 76 単位／日</p> <p>※入院時支援特別加算を算定する月には算定できない。</p> <p>※長期帰宅時支援加算と同一日に算定できない。</p>                                                                                       |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|---|------|--------------|---|---|------|----|---|---|------|
| 帰宅時支援加算<br>GH          | 事業者が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合<br>【帰省期間 3~6 日：187 単位／月,帰省期間 7 日～：374 単位／月】<br>※長期帰宅時支援加算を算定する月には算定できない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 長期帰宅時支援加算<br>GH        | 事業者が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合（3 か月を限度）<br>【帰省期間3 日以上 40 単位／日,外部サービス利用型:25 単位／日】<br>※帰宅時支援加算を算定する月には算定できない<br>※長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 地域生活移行個別支援特別加算<br>GH   | 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援を行った場合<br>【670 単位／日】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 医療連携体制加算<br>GH SS      | (Ⅰ) 看護職員が事業所を訪問して利用者(1 人)に対して看護を行った場合<br>【500 単位／日】<br>(Ⅱ) 看護職員が事業所を訪問して利用者(2~8 人)に対して看護を行った場合<br>【250 単位／日】<br>(Ⅲ) 看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合<br>【500 単位／日(看護職員 1 人あたり)】<br>(Ⅳ) 研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合<br>【100 単位／日】<br>※医療連携体制加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)に係る業務については、医療機関等と委託契約を締結すること                                                                                                                                                                                                                                          |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 医療連携体制加算（Ⅴ）<br>GH      | 日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合<br>【39 単位／日】<br>・看護師を配置する必要がある（准看護師では不可）<br>・他の事業所との看護職員の兼務は可能<br>・「重度化した場合における対応に係る指針」の策定が必要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 通勤者生活支援加算<br>GH        | 一般の事業所で就労する利用者が 50%以上を占める事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言、金銭管理の指導、日常生活上の支援を行っている場合<br>【18 単位／日】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |            |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 福祉・介護職員処遇改善加算<br>GH SS | 福祉・介護職員の賃金改善に充てるもの<br>対象職種：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員<br>(Ⅰ) キャリアパス要件・定量的要件を満たす場合<br><table><tr><td>介護サービス包括型 GH</td><td>…報酬（加算を含む）</td><td>×</td><td>3.0%</td></tr><tr><td>外部サービス利用型 GH</td><td>…</td><td>×</td><td>6.9%</td></tr><tr><td>SS</td><td>…</td><td>×</td><td>1.7%</td></tr></table><br>※短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用<br>(Ⅱ) キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす場合<br>【(Ⅰ)の 90/100 を算定】<br>(Ⅲ) キャリアパス要件・定量的要件のいずれも満たさない場合<br>【(Ⅰ)の 80/100 を算定】<br>※福祉・介護職員処遇改善特別加算と併せて算定できない | 介護サービス包括型 GH | …報酬（加算を含む） | × | 3.0% | 外部サービス利用型 GH | … | × | 6.9% | SS | … | × | 1.7% |
| 介護サービス包括型 GH           | …報酬（加算を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ×            | 3.0%       |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| 外部サービス利用型 GH           | …                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ×            | 6.9%       |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |
| SS                     | …                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ×            | 1.7%       |   |      |              |   |   |      |    |   |   |      |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・介護職員処遇改善特別加算<br>GH SS | 福祉・介護職員の賃金改善に充てるもの<br>対象職種：福祉・介護職員を中心とする。福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも差し支えない。<br>$\left[ \begin{array}{ll} \text{介護サービス包括型 GH} \cdots \text{報酬（加算を含む）} & \times 1.0\% \\ \text{外部サービス利用型 GH} \cdots & \text{〃} \times 2.3\% \\ \text{SS} \cdots & \text{〃} \times 0.6\% \end{array} \right]$ ※短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用<br>※福祉・介護職員処遇改善加算と併せて算定できない |
| 短期利用加算<br>SS             | 利用開始から 30 日以内の期間について加算【30 単位／日】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 単独型加算<br>SS              | 単独型短期入所事業所において、サービスを提供した場合【320 単位／日】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 栄養士配置加算<br>SS            | 管理栄養士又は栄養士を 1 人以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合に算定<br>$\left[ \begin{array}{l} \cdot \text{管理栄養士等が常勤の場合} \cdots 22 \text{ 単位／日} \\ \cdot \text{管理栄養士等が非常勤の場合} \cdots 12 \text{ 単位／日} \end{array} \right]$                                                                                                                                                    |
| 食事提供体制加算<br>SS           | 収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に算定【68 単位／日】<br>※出前や市販の弁当等による食事の提供は、加算対象外である。<br>※1 日に複数回食事を提供した場合(複数の隣接事業所等において食事を提供した場合を含む)、複数回加算を算定することはできない。                                                                                                                                                                                                        |
| 利用者負担上限額管理加算<br>SS       | 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合【150 単位／月】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特別重度支援加算<br>SS           | 医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を行った場合に算定<br>(Ⅰ) 超重症児・者又は準超重症児・者【388 単位／日】<br>(Ⅱ) 超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者【120 単位／日】                                                                                                                                                                                                                        |
| 緊急短期入所体制確保加算<br>SS       | 定員の 100 分の 5 に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ、過去 3 か月における利用率が 100 分の 90 以上である場合に、利用者全員に対して算定【40 単位／日】                                                                                                                                                                                                                                           |
| 緊急短期入所受入加算<br>SS         | 緊急短期入所体制確保加算を算定している事業所について、緊急の利用者を受け入れた場合に、当該利用者のみに対して算定<br>(Ⅰ) 福祉型【60 単位／日】<br>(Ⅱ) 医療型【90 単位／日】                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 送迎加算<br>SS               | 利用者に対して、居宅と短期入所事業所との間の送迎を行った場合【186 単位／回】                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

# グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※<sup>1</sup>)平成30年4月～】

| 対象施設                                                                                                                                                                                    | スプリンクラー設備 ※3         |                 | 自動火災報知設備  |                                                      | 消防機関へ通報する火災報知設備 |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------|------------------------------------------------------|-----------------|----------|
|                                                                                                                                                                                         | 平成27年4月以前            | 平成27年4月～        | 平成27年4月以前 | 平成27年4月～                                             | 平成27年4月以前       | 平成27年4月～ |
| 【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】<br>※消防法施行令別表第1（6）項関係<br><br>①障害児施設（入所）<br><br>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）                                                           | 275㎡以上               | 全ての施設<br>※2を除く。 | 全ての施設     | 全ての施設                                                | 全ての施設           |          |
| <div>※平成27年4月から基準を変更<br/>消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更</div>                                                                                                    |                      |                 |           |                                                      |                 |          |
| 【上記以外（通所施設等）】<br>※消防法施行令別表第1（6）項関係<br><br>①障害児施設（通所）<br><br>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。）<br><br>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） | 6000㎡以上<br>（平屋建てを除く） |                 | 300㎡以上    | 利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの<br><br>500㎡以上 |                 |          |

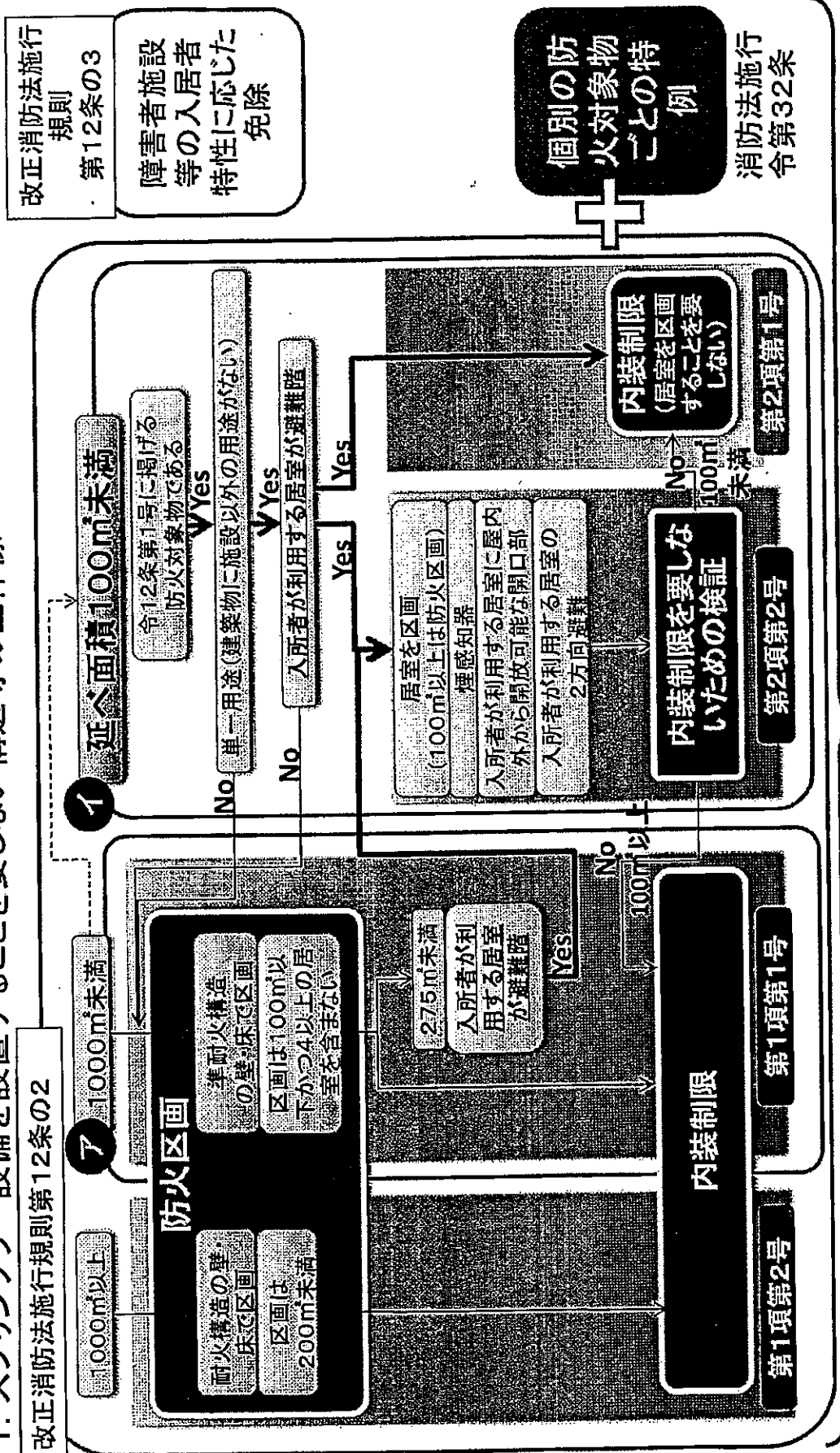
(関連資料③)

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの竣工期間あり。  
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「移動の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全般的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」「等に該当しない」者の数と障害支援区分5以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの  
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

# (別紙)スプリンクラー設備の設置に係る例外について

## 1. スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像

改正消防法施行規則第12条の2



(関連資料③別紙)

いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

**ア 現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000㎡未満)の構造**

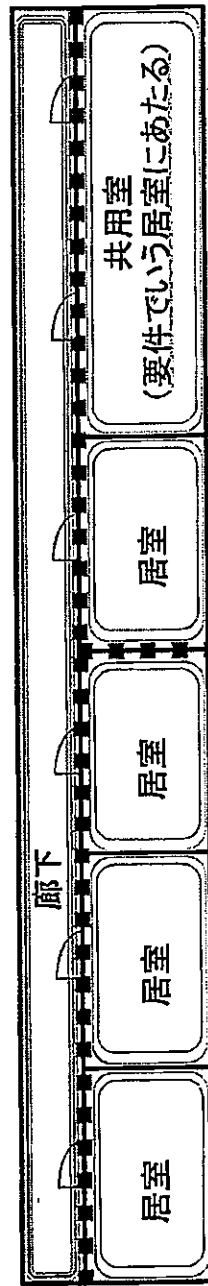
構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

○準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■ ■ ■線)

○防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと

○内装(避難経路は 準不燃材料、その他の部分(居室を含む)は 難燃材料)

○扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1)  
平面

| 他の用途 | 居室   | 他の用途 | 居室   | 居室   | 階段 |
|------|------|------|------|------|----|
| 居室   | 居室   | 他の用途 | 他の用途 | 居室   | 階段 |
| 他の用途 | 他の用途 | 他の用途 | 他の用途 | 他の用途 |    |
| 他の用途 | 他の用途 | 他の用途 | 他の用途 | 他の用途 |    |

例2)  
立面

内装不燃化の部分



新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

第2項  
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建

|            |     |      |     |         |
|------------|-----|------|-----|---------|
| 1F(避難階)    | 居室  | 居室   | 共用室 | 従業員室    |
| 平屋建以外(傾斜地) | 居室  | 居室   | 居室  | 2F(避難階) |
| 1F(避難階)    | 共用室 | 従業員室 |     |         |

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

I 内装不燃化

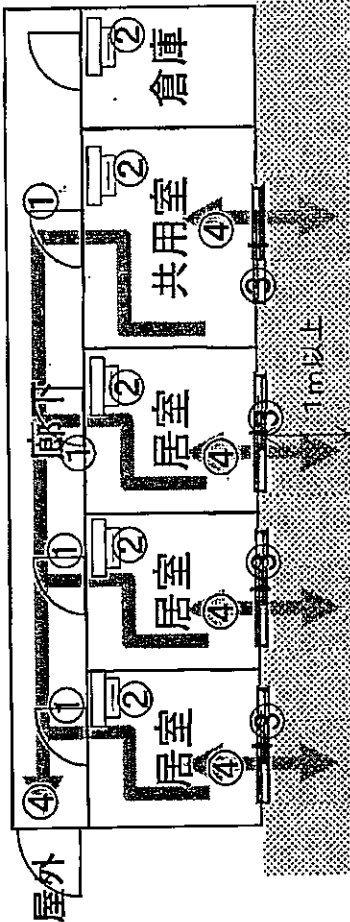
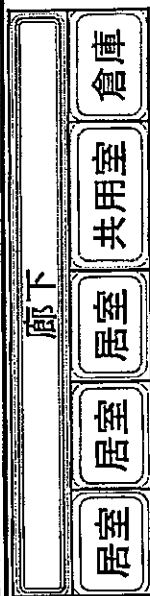
- 避難経路を準不燃材料
- その他の部分を難燃材料

第2項  
第1号

II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
- ②煙感知器
- ③各居室の開口部
  - ・屋内外から容易に開放
  - ・幅員1m以上の空地に面する
  - ・避難できる大きさ等
- ④2方向避難が確保されている
- ⑤火災の影響の少ない時間内に  
屋外へ避難できること

第2項  
第2号



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができるのではないかな。

## 2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

### (1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階：「直接地上へ通ずる出入口のある階」(消防法施行令第4条の2の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

「地上」⇒「救出されるまで火災の影響を受けずに留まることができる場所」  
相当する一定の一時避難が可能なバルコニー又は陸屋根が認められるのではない

- ① 居室は2階以下の階のみ
- ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する
- ③ 一時避難場所は、一定の大きさであること

救出

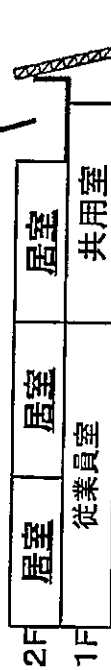
火災の影響を受けずに留まる

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居室の数」の適用が可能と考えられる。

### <①～③を適用する例>

- バルコニーなどの一時避難場所  
消防隊による救出までの「一時避難」
- 各居室から直接一時避難場所に  
通ずる有効な開口部  
開口部の要件は、避難階にある場合と同様

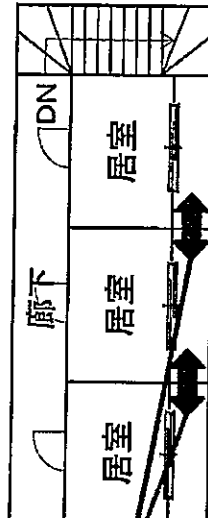
立面図



バルコニー又は陸屋根

救出のための地上スペース

避難階以外の階 平面図



救出のための地上スペース

行き来できる又は  
一定以上の大きさ

## (2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸

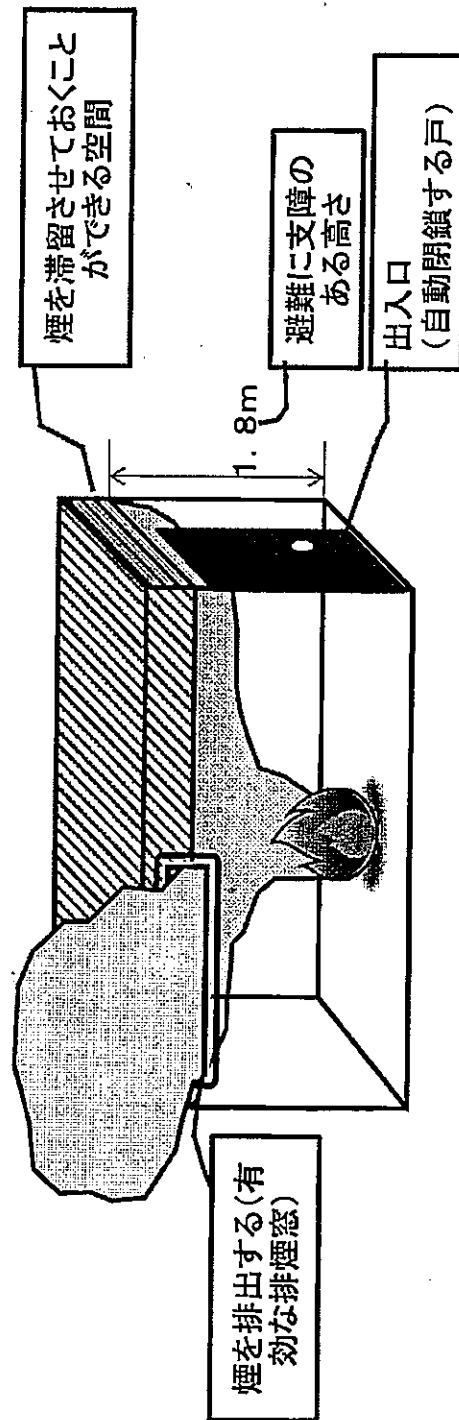
火災の影響の少ない時間（避難限界時間）を確保する

$$\text{避難開始時間} + \text{移動時間} < \text{避難限界時間}$$

排煙上有効な構造を有する場合

- 各居室に、部屋の面積の50分の1以上の面積（天井面から80センチメートル以内の部分の面積）の有効な排煙窓があること
- 排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とする事ができることへの代替え措置

### 3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

消防法施行令第32条の防火対象物の位置、構造又は設備の状況から火災による被害を最小限に止めることができると認められる基本的な要件について検討

|      | 消防法施行規則で定める要件                                                                    | 同等と考えられる要件                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 要件 1 | <p>入所者が利用する居室が「避難階」</p> <p>入所者が利用する居室の2方向避難</p> <p>内装制限を要しない検証</p> <p>屋外への避難</p> | <p>外気に開放された一時避難場所</p> <p>一定要件のバルコニー、陸屋根を想定し、要件の詳細を検討</p>    |
| 要件 2 | <p>「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」</p>                                                 | <p>排煙口の設置</p> <p>避難の支障のある高さまで煙りが降下しないための有効な排煙口の設置について検討</p> |

障障発0404第1号  
平成25年4月4日

都道府県 }  
各 指定都市 } 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市 }

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの  
取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成25年3月29日障発0329第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等にて、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について一部お示ししたところであるが、その具体的な取扱い及び就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い等については下記のとおりとすることとしたので、御了知の上、貴管内市町村、事業所等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いしたい。

## 記

### 第1 就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備について

#### 1 基本的考え方

特別支援学校卒業生等の就労系障害福祉サービスの利用に当たっては、まずは就労移行支援事業を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいた上で、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則としているところである。また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と

同時に就労継続支援B型事業が利用できるよう推奨してきているが、当該アセスメントの体制が未だ十分でない状況である。

今後は、必要に応じて、就労移行支援事業所に加えて、障害者就業・生活支援センターも活用したアセスメントの体制整備を図るものとし、遅くとも相談支援体制が拡充される平成26年度末（平成27年3月末）までには、体制が整うようお願いしたい。

## 2 具体的な取組

就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域において、既存の枠組を活用することでアセスメントが実施可能となる場合もあることから、具体的な取組方法を下記の第2としてお示しするので、適切なアセスメントを行えない現状にある地域においては、これらの取組につき検討を行い、実施が可能な地域ではできるだけ早期に対応をいただくようお願いしたい。

また、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、一定の要件を加えた上で平成26年度末（平成27年3月末）まで経過措置を延長することとしたところであるが、その具体的な取扱いを下記の第3としてお示しするので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

## 3 アセスメント体制整備に関する市町村との調整について

アセスメント準備期間中において、市町村はアセスメント体制を整備するに際して、就労移行支援事業所や、障害者就業・生活支援センターのアセスメントの見通しについて、調整を行うこととされたい。

## 第2 障害者就業・生活支援センターを活用したアセスメントについて

### 1 就労系事業の利用に係るアセスメントにおける平成25年度以降に対応可能な事項

アセスメントについて、一般就労における支援ノウハウを有し、かつ障害保健福祉圏域にほぼ設置されている障害者就業・生活支援センターを活用することは障害者の将来的な一般就労の可能性を見いだす上で有効であり、地域に就労移行支援事業所がない等の理由でアセスメントを適切に行うことが困難な地域においては、以下のいずれかの対応について検討されたい。なお、(1)の対応が可能な地域にあっては、できる限り(1)の対応を図られたい。

- (1) 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所としてアセスメントを行う体制

- ① 具体的方法

障害者就業・生活支援センターを運営する法人の同一法人内に就労移行支援事業所を有する場合に、障害者就業・生活支援センターが就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける。これにより、当該障害者就業・生活支援センターが担当する障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能となる。

## ② 留意事項

障害者就業・生活支援センターは当該障害保健福祉圏域内の市町村と調整の上、市町村より依頼されるアセスメント数の見通しに応じて就労移行支援事業の従たる事業所としてのアセスメント担当職員を配置すること。なお、当該職員等に係る経費は障害者就業・生活支援センターの業務ではなく、就労移行支援事業の従たる事業所としての業務であるため、障害者就業・生活支援センター事業費と明確に経理等を区分するよう留意されたい。

## ③ 就労移行支援体制加算の算定について

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 25 年 3 月 29 日付障発 0329 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。

## (2) 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が連携してアセスメントを行う体制

### ① 具体的方法

上記（１）の対応が困難な場合であって、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、可能な範囲で障害者就業・生活支援センターの助言を得ることができる連携体制を整えけるとともに、当該障害者就業・生活支援センターが担当する障害保健福祉圏域内のアセスメントについては、就労移行支援事業所の通常の事業の実施地域を超える場合でも、積極的に受入を行う。

### ② 留意事項

ア 基本的には、上記（１）の対応が困難である場合の措置である。このため、この体制によりアセスメントを実施する就労移行支援事業所は、同一法人内にある障害者就業・生活支援センターを想定しており、同センターの業務の支障にならない範囲でアセスメントに係る助言を得ることとさ

りたい。また、(1)の対応が可能となった場合には、速やかに移行することが望ましい。

イ この体制によりアセスメントを実施する就労移行支援事業所は、障害保健福祉圏域内の市町村と、十分連携を図られたい。

### 第3 就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについて

#### 1 経過措置の取扱い

##### (1) 具体的事項

就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成25年3月29日付障発0329第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、平成26年度末(平成27年3月末)まで延長することとしたところである。

その際、就労継続支援B型事業の利用の適否の判断に当たっては、これまでの取扱いと異なり、協議会等からの意見を徴すること等により判断する取扱いとしたところであり、留意が必要である。

##### (2) 留意事項

- ① 平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係る経過措置における「協議会等からの意見を徴すること等」とは、協議会(就労部会)、市区町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等において、市町村が就労系障害福祉サービスの利用に係る個別の事案ごとの意見を徴することをいう。なお、当該会議については、各市町村の実情により、既存の会議を活用いただいて差し支えない。
- ② 当該会議においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討するものとする。
  - ・ 就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
  - ・ 特別支援学校による進路指導や職場実習結果等の情報

#### 2 上記1による場合の更新時の対応

「介護給付費等の支給決定等について」等の一部改正について(平成25年3月29日付障発第0329第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、上記1の経過措置の取扱いにより、就労継続支援B型事業の利用を開始した者については、当該支給決定の更新時に、相談支援事業所と連携し、就労移行支援事業所(障害者就業・生活支援センターが就労移行支援事業所の従たる事業所

の指定を受け、アセスメントを行う場合を含む。)においてアセスメントを実施することとする。

なお、平成 27 年度以降の相談支援事業者との連携については、今後検討することとしている。

#### 第 4 その他留意事項

##### 1 障害者就業・生活支援センターモデル事業による成果物について

就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントについては、障害者就業・生活支援センターモデル事業の実施により、アセスメント票やマニュアルの作成等に取り組んでいるところであり、完成次第、随時お示しすることとしているので、就労移行支援事業所等において御活用いただけるよう、管内市町村及び事業所等へ周知を図っていただきたい。

##### 2 ネットワーク構築のための補助事業の活用について

平成 24 年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策のうち「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」及び「就労支援ネットワーク強化・充実事業」についてはアセスメントのための連携、ネットワーク体制の構築に当たって活用いただいていたところであるが、平成 25 年度予算案においては、地域生活支援事業のうち、【就業・就労支援】「その他就業・就労支援」において実施可能であるので、ネットワーク構築が不十分な地域における各都道府県及び市町村におかれては、就労に関する知見を有する関係機関や特別支援学校等との連携づくりのため、積極的な活用を御検討いただきたい。

事務連絡  
平成25年4月4日

都道府県 }  
各 指定都市 } 障害保健福祉主管課 御中  
中核市 }

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

就労系障害福祉サービスの利用に係る平成25年3月の特別支援学校高等部  
卒業生の取扱い等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

就労系障害福祉サービスの利用に当たっては、本人の能力・適性について、就労系の知見を有する機関のアセスメントを経ることが必要と考えられ、その客観的な手段として、暫定支給決定により就労移行支援事業を短期間利用することによりアセスメントを行うことを原則としていますが、当該アセスメントの体制は未だ十分でない状況にあります。

このため、今般、関係する通知を改正するとともに、平成25年度以降に実施可能な対応等について、平成25年4月4日付障障発0404第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について」によりお示ししたところです。

アセスメントの体制が整っていない地域における平成25年度以降に就労継続支援B型事業の利用を希望する特別支援学校卒業者等に対する経過措置の取扱いについては、一定の条件を加えた上で平成27年3月末まで延長することとしたところですが、平成25年3月以前に支給決定した特別支援学校卒業者等に係る取扱いについては下記のとおりとしますので、管内市町村等へ周知いただきますようお願いいたします。

また、別添のとおり、「障害者就業・生活支援センターモデル事業による就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント共通マニュアル（平成25年3月）」をとりまとめましたので、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行う際に御活用いただきますよう、管内市町村及び事業所等への周知をお願いいたします。

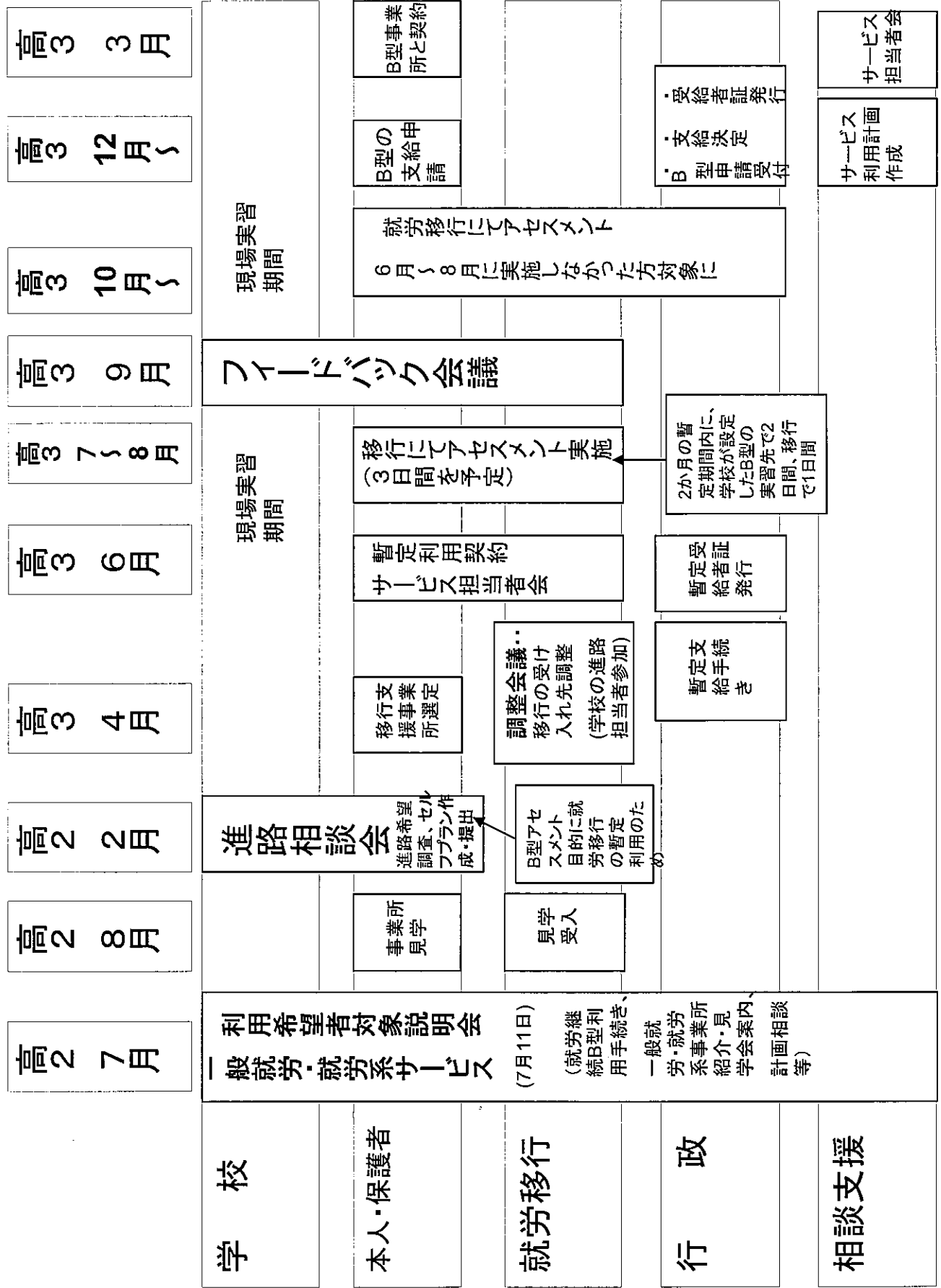
記

- 1 平成 25 年 3 月に特別支援学校を卒業する者であっても、平成 25 年 3 月末までに支給決定を行えば、当該支給決定の有効期間内については経過措置の対象であること。
- 2 就労継続支援 B 型を既に利用されている者については、支給決定の有効期間内であれば、平成 25 年 4 月以降も引き続き利用することが可能であること。  
また、支給決定の更新についても、平成 24 年 3 月末までに行われた支給決定の有効期間内であれば、平成 25 年 4 月以降も引き続き利用することが可能であること。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 就労支援係 杉渕、宮本  
電話：03-5253-1111（内線 3044）

# 高松・小豆圏域における就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメントスケジュール



# 適切な利用者支援について

## 虐待の防止、権利擁護について

### 1 障害者虐待防止法上の義務及び責務

(①②は国民の義務・責務、③④⑤は施設等従事者の義務・責務)

#### ①通報義務

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村（使用者による虐待の場合は市町村又は都道府県）に通報しなければならない。

#### ②理解と施策への協力

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### ③早期発見

福祉に職務上関係のある者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

#### ④保護及び施策への協力

国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### ⑤施設従事者等による虐待の防止（設置者・管理者）

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

### 【参考：障害者虐待の状況】

養護者による虐待(H24.10～H25.3)

|        | 全国   | 香川県 |
|--------|------|-----|
| 相談件数   | 3260 | 22  |
| 虐待判断件数 | 1311 | 6   |

相談・通報者(養護者:全国)

| 本人    | 家族   | 近隣住民 | 民生委員 | 医療関係 | 教職員  | 相談員・施設従事者 | 虐待者  | 警察    | 行政職員 | その他  | 不明   |
|-------|------|------|------|------|------|-----------|------|-------|------|------|------|
| 884   | 280  | 173  | 66   | 166  | 31   | 894       | 32   | 354   | 250  | 212  | 80   |
| 27.1% | 8.6% | 5.3% | 2.0% | 5.1% | 1.0% | 27.4%     | 1.0% | 10.9% | 7.7% | 6.5% | 2.5% |

・虐待者の続き柄は父、母、兄弟姉妹の順に多い  
・被虐待者のうち、24.6%は障害福祉サービス等の利用がない

施設従事者等による虐待(H24.10～H25.3)

|        | 全国  | 香川県 |
|--------|-----|-----|
| 相談件数   | 939 | 7   |
| 虐待判断件数 | 80  | 0   |

相談・通報者(施設従事者等:全国)

| 本人    | 家族    | 近隣住民 | 民生委員 | 医療関係 | 教職員  | 相談員・施設従事者 | 苦情連絡職員 | 元職員  | 福祉施設関係者 | 警察   | 通正化委員会 | その他   | 不明   |
|-------|-------|------|------|------|------|-----------|--------|------|---------|------|--------|-------|------|
| 279   | 169   | 55   | 2    | 8    | 2    | 106       | 142    | 48   | 15      | 21   | 6      | 96    | 64   |
| 29.7% | 18.0% | 5.9% | 0.2% | 0.9% | 0.2% | 11.3%     | 15.1%  | 5.1% | 1.6%    | 2.2% | 0.6%   | 10.2% | 6.8% |

・虐待事例80件のうち、就労継続B型が25.0%と最も多く、次いで障害者支援施設、共同生活援助の順に多い

## 2 虐待防止にむけて

### ・虐待防止にむけた取組み

- ①管理職・職員の研修、資質向上
- ②個別支援の推進
- ③開かれた施設運営の推進
- ④実効性のある苦情処理体制の構築

#### ポイント

- ☒ 虐待防止のための措置を講じているか  
(運営規程への記載／責任者の選定／成年後見制度の利用支援／研修の実施／  
掲示物の掲示／マニュアル等の整備)
- ☒ やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きは適切か
- ☒ 苦情解決のための措置を講じているか
- ☒ サービスの質の評価を行っているか

### ・身体拘束ゼロへの取組み

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待にあたります。

以下の行為等は身体拘束に該当すると考えられています。

- ☐ 車椅子やベッドなどに縛り付ける
- ☐ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ☐ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ☐ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ☐ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ☐ 居室等に隔離する など

また、やむを得ず身体拘束を行う場合は下記の3要件のすべての満たし、手続き等が適正に行われていることが必要です。

- ①切迫性 生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替方法がないこと
- ③一時性 身体拘束や行動制限が一時的なものであること

#### ポイント

- ☒ 職員個人ではなく組織として判断しているか（会議での決定、ガイドライン等の整備）
- ☒ 個別支援計画へ記載されているか（態様、時間、理由等）
- ☒ 本人・家族へ説明し同意を得ているか
- ☒ 身体拘束を行った場合の記録があるか（態様、時間、心身の状況、理由等）
- ☒ 身体拘束廃止に向けて検討しているか

#### ・苦情受付、解決のための取組み

施設等は提供したサービスに関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない、とされています。

また、苦情に関して、都道府県知事、市町、あるいは運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善をし、報告しなければなりません。

#### ポイント

- ☑ 苦情受付の窓口を設置しているか
- ☑ 苦情解決の体制は整っているか（担当者、責任者、第三者委員の設置等）
- ☑ 苦情解決の手順は定められているか（マニュアル等の整備、内容の記録、結果の公表等）
- ☑ 運営規程で定め、重要事項説明や掲示物等で利用者や家族に分かりやすく周知できているか

【虐待防止・身体拘束廃止に関する参考資料等】

「障害福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」厚生労働省

「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省

「障害者（児）施設における虐待の防止について」H17.10.20 障発第1020001号

#### ・事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされています。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

#### ・利用申し込み・契約

利用の申し込みに当たり、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

#### ・個人情報の保護等

従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはなりません。また、従業者等でなくなった場合も、利用者や家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければなりません。

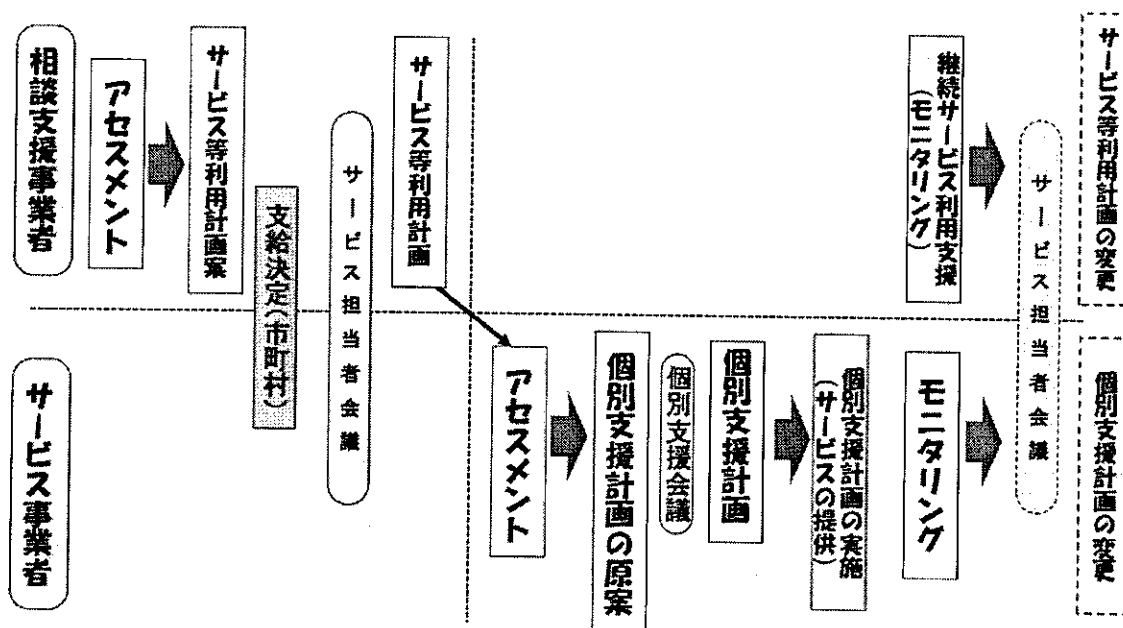
さらに、他の事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する時は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければなりません。

## 個別支援計画について

### 1 個別支援計画の作成の流れ

| 作成の流れ      | 留意事項                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| サービス担当者会議  | サービス利用等計画の決定(作成:相談支援事業者)                                               |
| ↓          |                                                                        |
| アセスメント     | サービス管理責任者が行っているか<br>利用者に面接しているか<br>方法は適切か。支援内容を検討しているか                 |
| ↓          |                                                                        |
| 個別支援計画原案作成 | サービス管理責任者が作成しているか<br>利用者・家族の意向、課題等が記載されているか<br>サービス提供の上での留意事項が記載されているか |
| ↓          |                                                                        |
| 個別支援会議     | 担当者等を招集しているか<br>原案の内容について意見を求めているか                                     |
| ↓          |                                                                        |
| 個別支援計画の交付  | 利用者・家族に文書で同意を得ているか<br>利用者に交付しているか                                      |
| ↓          |                                                                        |
| 個別支援計画の実施  | サービスの提供が記録されているか<br>実施状況についてサービス管理責任者が把握しているか                          |
| ↓          |                                                                        |
| モニタリング     | 利用者・家族と連絡を継続的に行っているか<br>定期的に利用者に面接しているか<br>モニタリングの結果を記録しているか           |
| ↓          |                                                                        |
| 計画の見直し・変更  | 適切な時期に見直しを行っているか<br>変更の場合、作成に準じた取り扱いができていますか                           |

### 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



## 2 個別支援計画の見直しの時期

|      | 3 月に 1 回以上                         | 6 月に 1 回以上                                           |
|------|------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 事業種別 | 自立訓練（機能訓練）<br>自立訓練（生活訓練）<br>就労移行支援 | 療養介護<br>生活介護<br>就労継続支援（A 型、B 型）<br>共同生活援助<br>障害者支援施設 |

## 3 個別支援計画未作成等減算

- ☐ 個別支援計画未作成
- ☐ 説明・同意が行われていない
- ☐ サービス管理責任者が作成していない
- ☐ 特別な理由がなく見直しが行われていない

## 4 記録の整備

- ☐ 個別支援計画
  - ☐ サービス提供の記録
  - ☐ 市町村への通知（指示に従わず状態が悪化・偽りその他不正な行為）に係る記録
  - ☐ 身体拘束等の記録
  - ☐ 苦情の内容等の記録
  - ☐ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- については記録を整備し、5 年間保存しなければならない。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ **根 拠 法 令 等 の 一 部 を 抜 粋** ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

### 【香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

（平成 24 年 10 月 12 日条例第 52 号）より 抜粋】

#### （基準の一般原則）

第 3 条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第 1 の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

#### （記録の整備等）

第 7 条 社会福祉施設等（別表第 1 の 1 の項、4 の項及び 5 の項に掲げる施設に限る。）の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5 年間保存しなければならない。

## 【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号) より 抜粋】

(障害者虐待の早期発見等)

第 6 条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第 15 条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第 16 条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 【障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号) より 抜粋】

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第 3 条 指定障害福祉サービス事業者（第 3 章から第 5 章まで及び第 8 章から第 14 章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第 58 条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章においては「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護事業計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置づけるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第 4 項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握、（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第 2 項から第 7 項までの規定は、第 8 項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(身体拘束等の禁止)

第 73 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

## 高松市における指導事例(平成25年度)

| 項 目       | 指 摘 事 項                        | 指 導 事 項                                                                                                         |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者処遇について | 契約書<br>重要事項説明書                 | ・利用との契約書の保管について不備がある。<br>・契約者名、契約期間、契約日の記入漏れがある。                                                                |
|           | 利用者との契約書の文面に誤りがある(法律名等)。       | 契約締結時の状況に応じた文面に訂正すること。                                                                                          |
|           | 苦情解決の体制等について、重要事項説明書に記載されていない。 | 苦情解決担当者・責任者氏名、第三者委員氏名、また連絡先について、重要事項説明書に記載すること。                                                                 |
|           | 重要事項説明書の内容が実態と異なる(法律名、人員配置等)。  | 重要事項説明書の内容を確認し、作成し直す等すること。                                                                                      |
|           | 運営規程                           | 変更届が提出されていない。                                                                                                   |
|           |                                | 運営規程等、変更届に掲げる項目に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。                                                                       |
|           | アセスメント<br>モニタリング               | 作成(実施)日や作成(実施)者が記録されていない。                                                                                       |
|           |                                | アセスメントの実施日が遅い。                                                                                                  |
|           |                                | アセスメントは、個別支援計画の作成に係る会議より前に行うこと。                                                                                 |
|           | 個別支援計画                         | 新規利用者の個別支援計画について、3か月後に1度見直しが行われていない。                                                                            |
|           |                                | 新規利用者の個別支援計画については、3か月後に1度見直しを行うこと(高松市独自)。                                                                       |
|           |                                | ・個別支援計画の策定に係る会議の記録がない。<br>・記録が漏れている(出席者名等)。                                                                     |
|           |                                | 個別支援計画の策定に係る会議録を残しておくこと。また、会議にはサービスの提供に当たる担当者等も招集し、意見を求めること。                                                    |
|           |                                | 説明者、説明日、同意日の記入漏れがある。                                                                                            |
|           |                                | 個別支援計画については、計画支援実施前にサービス管理責任者が説明し、同意を得ること。                                                                      |
|           | 日々の記録(ケース記録)                   | 管理者の検印が漏れている。                                                                                                   |
|           |                                | ケース記録については、少なくとも月1回は管理者による検印を受けること。                                                                             |
|           | 利用者工賃                          | 工賃の支給規程と運用実態が一致していない。                                                                                           |
|           |                                | 工賃の支給規程については、規程内容と運用を一致させ、対外的に明確な規程とすること。また、単価の評価決定や工賃の見直し等を行った場合は、会議録を残しておくこと。                                 |
|           | 就労継続支援A型<br>利用者の賃金             | 最低賃金の減額の特例措置の説明が不十分である。                                                                                         |
|           |                                | 就労継続支援A型利用者は、労働基準法上の労働者であり、最低賃金は、生活の安定や労働力の資質向上等に資するものであるため、最低賃金の減額の特例措置を実施する場合は、必ず利用者や保護者等に事前に十分な説明を実施すること。    |
|           | 身体拘束等                          | やむを得ず車椅子のベルト等を使用する場合がある。                                                                                        |
|           |                                | 車椅子のベルト等、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その旨を個別支援計画に盛り込み、実施した場合は、その態様・時間・利用者の状況等を記録として残すこと。                                    |
|           | 秘密保持等                          | 利用者やその家族に関する情報を使用する際、あらかじめ文書により同意を得ていない。                                                                        |
|           |                                | 利用者の個人情報を取り扱うので、あらかじめ個人情報使用の同意書をとる等、必要な措置を講ずること。                                                                |
|           | 苦情解決                           | 苦情受付箱が分かりにくい場所に設置されている。                                                                                         |
|           |                                | 苦情受付箱は、利用者やその家族から分かりやすい場所に設置し、用紙と筆記用具も置いておくこと。                                                                  |
|           |                                | 苦情解決制度の規程と運用実態が一致していない。                                                                                         |
|           |                                | 苦情解決制度の規程において、第三者委員へ苦情解決の実績を報告するようになっている場合は、報告し、その記録を残すこと。                                                      |
|           |                                | 第三者委員が設置されていない。                                                                                                 |
|           |                                | 苦情解決に関して第三者委員の設置を検討し、設置した場合は、その氏名と連絡先を重要事項説明書に記載すること。                                                           |
|           | 事故発生時の対応                       | ・マニュアルを作成していない。<br>・記録様式を設けていない。<br>・医療機関で受診を要したもののについて、市へ事故報告書が提出されていない。                                       |
|           |                                | 事故が発生した場合の対応方法については、マニュアルを作成し、事故発生時には記録を残すこと。<br>また、サービスの提供による利用者のけが(医療機関で受診を要したもの)または死亡事故の発生時には市へ事故報告書を提出すること。 |
|           | 研修                             | 虐待防止および衛生管理・感染症予防に関する研修を実施していない。                                                                                |
|           |                                | 虐待防止および衛生管理・感染症予防に関する研修について、年1回以上研修を行うとともに、研修記録を保管すること。                                                         |
|           |                                | 研修計画を作成していない。                                                                                                   |
|           |                                | 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第6条に基づき、従業者の資質向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、研修の機会を確保すること。                                 |
|           | 栄養・衛生管理等<br>(食事提供体制加算<br>算定施設) | 食事の提供について、嗜好・残食調査を実施していない。                                                                                      |
|           |                                | 適切な栄養量および内容の食事の提供を行うため、嗜好・残食調査を実施すること。                                                                          |
|           |                                | 給食調理の業務委託契約書の業務分担が不明確である。                                                                                       |
|           |                                | 給食調理の業務委託契約書については、業務分担を明確にし、委託契約書に沿った運営をすること。                                                                   |
|           |                                | 調理従事者の健康調査を実施していない。                                                                                             |
|           |                                | 調理従事者の健康調査は毎日行い、記録を残しておくこと。特に、ノロウイルスの流行時期には、調理従事者等の感染および調理従事者等からの施設汚染の防止に努めること。                                 |
|           |                                | 施設設備の衛生自主管理点検を実施していない。                                                                                          |
|           |                                | 施設設備の衛生自主管理点検(わずみ、昆虫等の発生状況等)を実施し、記録を残しておくこと。なお、発生状況の点検については月に1回以上、駆除については半年に1回以上実施すること。                         |

## 高松市における指導事例(平成25年度)

| 項             | 目                                  | 指 摘 事 項                                                                               | 指 導 事 項                                                                                                                |
|---------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報酬について        | 欠席時対応加算                            | 加算を算定する場合の記録内容が不十分である。                                                                | 連絡調整の内容(「連絡を受けた日」、「利用者名」、「欠席日」、「欠席理由」、「誰から連絡があったか」、「連絡を受けた職員名」等)を記録し、相談援助の内容についても記録しておくこと。                             |
|               |                                    | 加算の算定要件を満たしていない者について算定している。                                                           | 欠席時対応加算は、利用を中止した日の前々日、前日または当日に連絡があった場合に、利用者の状況を確認し、その内容を記録した際に算定できるものであるが、内容の記録がない日についても加算を算定していた。再度、加算の算定要件を確認しておくこと。 |
|               |                                    | 食事提供体制加算                                                                              | ・食事提供の記録が整備されていない。<br>・食事を提供していない日について加算を算定している。                                                                       |
|               | 施設外就労加算                            | 施設外就労加算の算定要件を満たしていないものがある。                                                            | 1ユニットは利用者3人以上で、施設外就労の総数は実施日ごとに定員の70%を超えないようにすること。                                                                      |
|               |                                    | 達成状況の確認や問題点の把握等、振り返りの記録がない。                                                           | 月のうち最低2日は、事業所内での支援の際に目標の実施状況および達成状況の確認等を行い、施設外就労における問題点の把握・調整および今後の施設外就労の継続の可否を検討し、記録すること。                             |
|               |                                    | 施設外就労先との契約書がない。                                                                       | 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約書を交わすこと。                                                                                |
|               | 送迎加算                               | ・送迎の記録に不備がある。<br>・送迎をしていない日について加算を算定している。                                             | いつ誰をどこに送迎したのか往路復路の別も分かるように記録を残しておくこと。                                                                                  |
|               |                                    | 自宅以外への送迎者について、高松市に届け出していない。                                                           | 自宅以外への送迎者は、高松市に居宅以外の場所と事業所との間の送迎加算に関する書類を提出すること。                                                                       |
|               |                                    | 短期入所の送迎について、居宅以外と事業所との送迎について加算を算定している。                                                | 短期入所の送迎は、利用者の居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定できる。                                                                                 |
|               | リハビリテーション加算                        | リハビリテーションの提供の記録がない。                                                                   | 利用者ごとに解決すべき課題の把握(アセスメント)を適切に行い、改善に係る目標を設定し、計画を作成した上で、必要な時期に必要な期間を定めてリハビリテーションの提供を行い、その記録を残しておくこと。                      |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 | 福祉・介護職員処遇改善加算を既存の給与に充当している。        | 福祉・介護職員処遇改善加算は、既存の給与に充当するのではなく、既存の給与を増額もしくは給与を新設する等して、算定した福祉・介護職員処遇改善加算額以上の賃金改善を図ること。 |                                                                                                                        |
|               | 福祉・介護職員処遇改善計画書の内容について、従業者に周知していない。 | 福祉・介護職員処遇改善計画書の内容については、掲示板等への掲示や文書による通知等、適切な方法で、雇用する全ての福祉・介護職員に対し周知すること。              |                                                                                                                        |
|               | 福祉・介護職員処遇改善加算                      | 監査当日に加算に係る書類が確認できない。                                                                  | 監査当日に福祉・介護職員処遇改善加算に係る書類が確認できるように保管しておくこと。                                                                              |
| 届出            | 加算の届出事項が変わっているが、変更届が提出されていない。      | 加算の届出事項に変更があった場合は、変更届を提出すること。                                                         |                                                                                                                        |
| 介護給付費の額に関わる通知 | 介護給付費を受領する前に通知している。                | 法定代理受領を行っている利用者に対して、高松市から介護給付費を受領後に額を通知すること。                                          |                                                                                                                        |
| 記録について        | 実績記録票                              | サービス提供実績欄の時間が施設の記録と一致していない。                                                           | サービス提供実績欄には、利用者ごとの実際に利用した時間を記入すること。                                                                                    |
|               |                                    | ・利用者確認印を月末にまとめて押印してもらっている。<br>・利用者確認印をもらえていない。                                        | 利用者確認印は、原則としてサービス提供の都度押印してもらうこと。なお、それが困難な場合は、連絡帳にサービス利用時間を記入し、利用日ごとに確認してもらう等、他の確認方法を検討すること。                            |
|               |                                    | 初期加算を算定している場合に、初期加算欄が記入されていない。                                                        | 初期加算を算定した場合は、初期加算欄の「利用開始日」「30日目」「当月算定日数」を記入しておくこと。                                                                     |
|               |                                    | 欠席時対応加算を算定している場合に、利用者の確認印が押印されていない。                                                   | 欠席時対応加算を算定する場合は、後日利用者の確認印を押印してもらうこと。また、サービス提供の状況欄には、欠席時対応加算算定時のみ「欠席」と記入すること。                                           |
| 契約について        | 受給者証                               | 受給者証および受給者証の別冊の写しを保管していない。                                                            | 支給決定期間を確認できるように、受給者証の写しを保管すること。また、受給者証の別冊の記入欄は、新規契約時、契約終了時には記入し、事業所印を押印したうえで写しを保管すること。                                 |
|               | 契約内容報告書                            | 契約内容報告書が提出されていない。                                                                     | 利用者との新規契約時、契約終了時には、作成し、支給決定市町へ提出すること。                                                                                  |
| その他           |                                    | 利用者から現金を徴収した場合に、領収証を交付していない。                                                          | 食事の提供に要する費用等その他の日常活動費を利用者から徴収する場合は、当該費用に係る領収証を利用者に交付すること。                                                              |

平成25年度以前の指導事例(高松市ホームページ掲載)

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/21967.html>

## 平成26年度指導監査の実施方針等について

### ● 指導監査の流れ

- ① 指導監査を執り行う施設・事業所には、1ヶ月前までに、障害福祉課から実施日について連絡が入る。
- ② 実施日が決まった施設・事業所には、事前調書の作成が求められる。障害福祉課からの依頼文書に従い、2週間前までに、障害福祉課に事前調書を提出する。

### **提出部数、提出期限に注意！！！！**

- ③ 実施日まで、事前調書に記載されている【当日までに用意するもの】を用意する。
- ④ 指導監査の結果通知は、実施日1ヶ月後までに、障害福祉課から送られてくる。
- ⑤ 文書指摘があった施設・事業所は、結果通知日1ヵ月後までに、改善報告を障害福祉課に提出する。
- ⑥ 文書指摘及び改善報告の内容等によって、事後指導又は確認監査を行う。

### ● 指導監査の合同実施

指導監査は、障害福祉課、障害福祉相談所、及び市町が分担して行う。

また、施設・事業所の負担軽減を目的として、施設・事業所に対する指導監査は、できる限り法人監査等と合同で実施する。

### ● 指導監査の基本的な確認項目

- 非常災害対策の体制整備について
  - ・ 非常災害対策の整備状況、災害を想定した訓練の実施状況。
  - ・ 非常用献立及び食糧の備蓄の有無。
- 施設内虐待防止のための取り組みについて
  - ・ 施設内虐待防止に関する研修の実施状況、マニュアルの有無。
- 適正な福祉サービスの提供について
  - ・ 個別支援計画の策定状況及び十分な説明の有無、定期的な計画の見直し。
- 苦情解決への取組について
  - ・ 苦情解決窓口及び苦情解決機関の整備状況、利用者やその家族に対する周知状況。
- 事故・怪我及び感染症対策について
  - ・ 事故・怪我を未然に防ぐための安全対策の整備状況、事故・怪我発生時の対応に関する体制及びマニュアルの整備状況。
  - ・ 感染症及び食中毒に対する防止対策、衛生管理状況。
- 適正な会計処理について
  - ・ 適正な会計処理及び経理事務の遂行。
  - ・ 介護報酬や自立支援給付費の請求状況。
- 個人情報の保護について
  - ・ 個人情報を適正に取り扱うための体制の整備状況。
- 各種規程の遵守について
  - ・ 人員配置基準等、法令の遵守状況。

## 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等に対する指導監査について

## ●指定障害福祉サービス事業者等指導指針

## 1. 目的

市町村等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により「自立支援給付対象サービス等実施者等」に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等及び、都道府県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第 11 条第 2 項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

## 2. 指導方針

障害福祉サービス事業者等に対し、「事業所等の人員、設備及び運営に関する基準」、「費用の額の算定に関する基準」等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。

## 3. 指導形態等

## (1) 集団指導

都道府県が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して、又は市町村が自立支援給付に関して必要があると認めるとき、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

都道府県が集団指導を実施した場合は、市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容について周知する。

市町村が集団指導を実施した場合は、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

## (2) 実地指導

都道府県が指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、又は市町村が自立支援給付に関して必要があると認めるとき、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

## 4. 指導対象の選定

## (1) 集団指導

①新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね 1 年以内に全てを対象として実施する。

②実地指導の対象外とされた障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

## (2) 実地指導

①障害福祉サービス事業者等のうち、前年度において、集団指導の対象となった指定障害者支援施設等設置者等及び指定自立支援医療機関開設者等を対象に実施する。

②障害福祉サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導の対象となった指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業所等を対象に実施する。

③その他特に都道府県又は市町村は一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

## 5. その他

①都道府県が指導を実施した場合は、その障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

②都道府県又は市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

## **●指定障害福祉サービス事業者等監査指針**

### 1. 目的

都道府県又は市町村長が、法第 48 条、第 49 条及び第 50 条の規定に基づき、「指定障害福祉サービス事業者等」、「指定障害者支援施設等設置者等」、「指定相談支援事業者等」に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス等及び、都道府県知事が、法第 66 条、第 67 条及び第 68 条の規定に基づき、「指定自立支援医療機関開設者等」に対して行う自立支援給付対象サービス等の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

## 2. 監査方針

障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容について、指定基準違反等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

## 3. 監査方法等

### (1) 報告等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件を提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

#### ①市町村長による実地検査等

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等及び指定相談支援事業者等について実地検査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。

なお、自立支援給付対象サービス等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

②市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知を行うものとする。なお、都道府県知事と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができる。

③都道府県知事は、②の通知があったときは、速やかに(2)の行政上の措置をとるものとする。

### (2) 行政上の措置

都道府県知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条、第50条、第67条及び第68条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

#### ①勧告

障害福祉サービス事業者等に法第49条1項から第3項まで又は第67条第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

## ②命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

## ③指定の取消等

都道府県知事は、指定基準違反等の内容等が、法第 50 条第 1 項各号、同条第 3 項及び第 4 項で準用する同条第 1 項各号（第 12 号を除く。）及び第 68 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

### (3) 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

### (4) 経済上の措置

①勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に関する市町村（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては都道府県とする。）に対し、法第 8 条第 1 項に基づき不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

②命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第 8 条第 2 項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

## 4. その他

都道府県又は市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

## 障害者支援施設等指導監査指針

### 1. 目的

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 70 条、法第 85 条及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 46 条第 1 項の規定に基づき、障害者支援施設及び児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。)(以下「障害者支援施設等」という。)の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

### 2. 指導監査方法等

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

#### (1) 一般監査

一般監査は、原則として毎年 1 回は、実地に全対象障害者支援施設等に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる障害者支援施設等(児童福祉施設を除く。)については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

#### (2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- ①事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ②最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ③度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。
- ④正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

#### (3) 改善命令等

指導監査結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行い、改善報告の提出を求めるものとする。

上記について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第 71 条、法第 86 条第 1 項又は児童福祉法第 46 条第 3 項の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

### 3. その他

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

# 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

平成 24 年 10 月 12 日  
条例第 52 号

改正 平成 25 年 3 月 22 日条例第 15 号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例をここに公布する。

## 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 社会福祉施設等の基準（第 3 条―第 15 条）
- 第 3 章 社会福祉施設等の指定（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号（同法第 21 条の 5 の 16 第 4 項及び第 24 条の 9 第 2 項（同法第 24 条の 10 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第 16 条第 1 号において同じ。）、第 21 条の 5 の 18 第 1 項及び第 2 項、第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 1 項、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 39 条第 1 項、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 65 条第 1 項、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 17 条第 1 項、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条第 1 項第 2 号、第 54 条第 1 項第 2 号、第 70 条第 2 項第 1 号（同法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。第 16 条第 2 号において同じ。）、第 74 条第 1 項及び第 2 項、第 86 条第 1 項、第 88 条第 1 項及び第 2 項、第 97 条第 1 項から第 3 項まで、第 115 条の 2 第 2 項第 1 号（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 35 条の 11 の規定により同法第 70 条の 2 第 4 項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第 16 条第 2 号において同じ。）並びに第 115 条の 4 第 1 項及び第 2 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 30 条第 1 項第 2 号イ、第 36 条第 3 項第 1 号（同法第 37 条第 2 項、第 38 条第 3 項（同法第 39 条第 2 項及び第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。第 16 条第 3 号において同じ。）、第 43 条第 1 項及び第 2 項、第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 80 条第 1 項並びに第 84 条第 1 項並び

に健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成 18 年旧介護保険法」という。）第 110 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「社会福祉施設等」とは、社会福祉に関する施設又は事業であって別表第 1 の左欄に掲げるものをいう。

## 第 2 章 社会福祉施設等の基準

（基準の一般原則）

第 3 条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第 1 の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令の同表の第 2 欄に掲げる規定中同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。

（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示）

第 4 条 社会福祉施設等の設置者等（設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。）は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を揭示しなければならない。

（非常災害時の連携協力体制の整備）

第 5 条 社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間の及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

（研修の実施及び研修の機会の確保）

第 6 条 社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

（記録の整備等）

第 7 条 社会福祉施設等（別表第 1 の 1 の項、4 の項及び 5 の項に掲げる施設に限る。）の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5 年間保存しなければならない。

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 社会福祉施設等(乳児院等を除く。)の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

一部改正〔平成25年条例15号〕

(給食における地産地消の推進)

第9条 社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品(当該食品を原材料とするものを含む。)を積極的に使用するよう努めなければならない。

(保護施設等における秘密保持等)

第10条 別表第1の4の項に掲げる施設(次条から第13条までにおいて「保護施設」という。)及び同表の5の項に掲げる施設(次項において「保護施設等」という。)の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(保護施設における勤務の体制の確保等)

第11条 保護施設の設置者は、入所者等に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所等が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

(保護施設における事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 保護施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止等のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 保護施設の設置者は、入所者等に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 保護施設の設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

4 保護施設の設置者は、入所者等に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(保護施設等における身体拘束等の禁止)

第13条 保護施設、別表第1の14の項に掲げる地域活動支援センター、同表の15の項に掲げる福祉ホーム及び同表の16の項に掲げる指定障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係るものに限る。次条第1項において単に「指定障害福祉サービス」という。）の事業（次項において「保護施設等」という。）の設置者等は、入所者等に対する処遇又はサービスの提供に当たっては、当該入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 保護施設等の設置者等は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

一部改正〔平成25年条例15号〕

(指定障害福祉サービスの事業における居宅介護計画等の見直し等)

第14条 指定障害福祉サービスの事業に係るサービス提供責任者は、当該事業に係る具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画等の作成後においても、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行うとともに、随時、当該居宅介護計画等の見直しを行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行うものとする。

2 前項の規定は、別表第1の16の項に掲げる基準該当障害福祉サービス（前条第1項に規定する障害福祉サービス（同項の重度障害者等包括支援を除く。）に係るものに限る。）の事業について準用する。

一部改正〔平成25年条例15号〕

(指定障害福祉サービスの事業における共同生活援助を行う住居の場所)

第15条 別表第1の16の項に掲げる指定障害福祉サービスの事業のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の共同生活援助を行う住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地の外にあるようにしなければならない。ただし、利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保する上で特別の支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 25 年条例 15 号〕

### 第 3 章 社会福祉施設等の指定

（指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等）

第 16 条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定める法令の規定に定める者とする。

（1） 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 18 条の 34 及び第 25 条の 21 の 2

（2） 介護保険法第 70 条第 2 項第 1 号及び第 115 条の 2 第 2 項第 1 号 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 126 条の 4 の 2 及び第 140 条の 17 の 2

（3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項第 1 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 34 条の 21 及び第 34 条の 24 の 2

一部改正〔平成 25 年条例 15 号〕

（指定介護老人福祉施設の指定に係る入所定員）

第 17 条 介護保険法第 86 条第 1 項の条例で定める数は、30 人以上とする。

### 第 4 章 雑則

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか、社会福祉施設等の基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第 15 条（見出しを含む。）中「共同生活援助」とあるのは「共同生活介護又は共同生活援助」と、別表第 1 の 13 の項中「第 5 条第 11 項」とあるのは「第 5 条第 12 項」と、同表の 14 の項中「第 5 条第 25 項」とあるのは「第 5 条第 26 項」と、同表の 15 の項中「第 5 条第 26 項」とあるのは「第 5 条第 27 項」とする

一部改正〔平成 25 年条例 15 号〕

（香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

3 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年香川県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 15 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条関係）

| 社会福祉施設等                                                                    | 法令                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 <u>児童福祉法第7条</u> に規定する児童福祉施設                                              | <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u><br>(昭和23年厚生省令第63号)                     |
| 2 <u>児童福祉法第21条の5の3第1項</u> に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業 | <u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成24年厚生労働省令第15号)      |
| 3 <u>児童福祉法第24条の2第1項</u> に規定する指定障害児入所施設                                     | <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成24年厚生労働省令第16号)      |
| 4 <u>生活保護法第38条第1項</u> に規定する保護施設 (同項第3号に規定する医療保護施設を除く。)                     | <u>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準</u> (昭和41年厚生省令第18号)        |
| 5 <u>売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第36条</u> に規定する婦人保護施設                             | <u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準</u><br>(平成14年厚生労働省令第49号)                   |
| 6 <u>老人福祉法第20条の4</u> に規定する養護老人ホーム                                          | <u>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</u> (昭和41年厚生省令第19号)                       |
| 7 <u>老人福祉法第20条の5</u> に規定する特別養護老人ホーム                                        | <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</u> (平成11年厚生省令第46号)                     |
| 8 <u>老人福祉法第20条の6</u> に規定する軽費老人ホーム                                          | <u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</u> (平成20年厚生労働省令第107号)                    |
| 9 <u>介護保険法第8条第27項</u> に規定する介護老人保健施設                                        | <u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準</u> (平成11年厚生省令第40号)              |
| 10 <u>介護保険法第41条第1項</u> に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業    | <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成11年厚生省令第37号)               |
| 11 <u>介護保険法第48条第1項第1号</u> に規定する指定介護老人福祉施設                                  | <u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成11年厚生省令第39号)                 |
| 12 <u>介護保険法第53条第1項</u> に規定する指定介護予防サービスの事業及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予        | <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法</u> |

|                                                                                                                                   |                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防サービスの事業                                                                                                                          | に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）                                                                             |
| 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設                                                                            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）                              |
| 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 25 項に規定する地域活動支援センター                                                                         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）                           |
| 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 26 項に規定する福祉ホーム                                                                              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）                                |
| 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスの事業及び同法第 30 条第 1 項第 2 号イに規定する基準<br>該当事業所において行う同号に規定する基準<br>該当障害福祉サービスの事業 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）                    |
| 17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設                                                                          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）                        |
| 18 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 80 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業                                                                         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）                           |
| 19 平成 18 年旧介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設                                                                                  | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号） |

一部改正〔平成 25 年条例 15 号〕

別表第2（第3条関係）

| 第1欄                           | 第2欄                                                                                                                                      | 第3欄                                              | 第4欄       |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準           | 第9条の2                                                                                                                                    | 入所中の児童                                           | 入所している者   |
|                               |                                                                                                                                          | 当該児童                                             | 当該入所している者 |
| 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準          | 第9条第2項                                                                                                                                   | 2年間                                              | 5年間       |
| 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準        | 第9条第2項                                                                                                                                   | 2年間                                              | 5年間       |
|                               | 第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ                                                                                                                 | 1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる | 4人以下とする   |
|                               | 第35条第4項第1号イ(2)及び第61条第4項第1号イ(2)                                                                                                           | おおむね10人                                          | 10人       |
| 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準          | 第9条第2項                                                                                                                                   | 2年間                                              | 5年間       |
| 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 第38条第2項                                                                                                                                  | 2年間                                              | 5年間       |
|                               | 第41条第2項第1号イ(2)                                                                                                                           | おおむね10人                                          | 10人       |
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  | 第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の2第2項、第105条の18第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2 | 2年間                                              | 5年間       |

|                                                                                      |                                                                                                                                                                      |                                                            |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------|
|                                                                                      | 項及び第 215 条第 2 項                                                                                                                                                      |                                                            |          |
|                                                                                      | 第 140 条の 4 第 6 項第 1 号イ (2)                                                                                                                                           | おおむね 10 人                                                  | 10 人     |
| 指定介護老人福祉施設<br>の人員、設備及び<br>運営に関する基準                                                   | 第 3 条第 1 項第 1 号イ                                                                                                                                                     | 1 人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人としてすることができる | 4 人以下とする |
|                                                                                      | 第 37 条第 2 項                                                                                                                                                          | 2 年間                                                       | 5 年間     |
|                                                                                      | 第 40 条第 1 項第 1 号イ (2)                                                                                                                                                | おおむね 10 人                                                  | 10 人     |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準                     | 第 37 条第 2 項、第 54 条第 2 項、第 73 条第 2 項、第 83 条第 2 項、第 92 条第 2 項、第 106 条第 2 項、第 122 条第 2 項、第 141 条第 2 項、第 194 条第 2 項、第 244 条第 2 項、第 261 条第 2 項、第 275 条第 2 項及び第 288 条第 2 項 | 2 年間                                                       | 5 年間     |
|                                                                                      | 第 153 条第 6 項第 1 号イ (2)                                                                                                                                               | おおむね 10 人                                                  | 10 人     |
| 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 第 36 条第 2 項                                                                                                                                                          | 2 年間                                                       | 5 年間     |
|                                                                                      | 第 39 条第 2 項第 1 号イ (2)、第 40 条第 2 項第 1 号イ (2) 及び第 41 条第 2 項第 1 号イ (2)                                                                                                  | おおむね 10 人                                                  | 10 人     |